

社会・援護局関係主管課長会議資料

「地域福祉の推進等について」

「消費生活協同組合の指導・監督について」

「生活困窮者自立支援制度について」（別冊参照）

平成27年3月9日（月）

社会・援護局 地域福祉課

消費生活協同組合業務室

生活困窮者自立支援室

目 次

(重点事項)

頁

1 地域福祉の推進等について

- (1) 今後の地域福祉の推進のあり方について 1
- (2) 東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援の推進について 5
- (3) 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の積極的な活用について 6
- (4) 寄り添い型相談支援事業について 7
- (5) 孤立死防止対策の推進について 7
- (6) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について 8
- (7) 社会福祉協議会について 9
- (8) 民生委員について 9
- (9) 消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会について 11
- (10) 地方改善事業等 12

2 消費生活協同組合の指導・監督について 18

(連絡事項)

- 1 全国民生委員児童委員大会について 29
- 2 全国ボランティアフェスティバルについて 29

(参考資料)

平成27年度における地域福祉関係予算について	33
地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業	34
日常生活自立支援事業実施主体別延べ相談件数・利用契約者数	35
地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業	36
被災者健康・生活支援総合交付金	37
「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の概要	39
寄り添い型相談支援事業コール実績	41
地域福祉計画策定状況等について	43
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（概要）	46
「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」（案）	47
地域福祉課 平成27年度予算案の概要	60

重 点 事 项

1 地域福祉の推進等について

(1) 今後の地域福祉の推進のあり方について

ア 地域福祉関係事業の見直し 【資料 P33 参照】

地域福祉関係事業については、介護保険制度や障害者福祉制度など、既存制度では対応が困難なニーズに対応するための取組を支援する「安心生活創造推進事業」や「地域福祉等推進特別支援事業」、「生涯現役活躍支援事業」のほか、認知症高齢者等判断能力が不十分な者に対して福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理等の支援を行う「日常生活自立支援事業」等、セーフティネット支援対策等事業費補助金により実施してきたところである。

他方、平成 27 年度から施行される生活困窮者自立支援法（以下「新法」という。）においては、全国約 900 か所の福祉事務所設置自治体に、生活困窮者からの相談に対応するための窓口が設置されるとともに、当該窓口相談支援員等を配置し、生活困窮者の自立に向けた相談支援業務を行うほか、関係機関とのネットワークの構築、就労の場等の地域に不足する社会資源の開発等を行うことにより、生活困窮者支援を通じた地域づくりに取り組むこととしている。

このため、地域福祉関係事業については、新法に基づく各事業と目的や事業内容が一部重複し得ることから、平成 27 年度予算案においては、これらの事業について、新法を中心とした新たな予算体系へと再編を行うこととしたところである。

具体的な再編方針は参考資料のとおりとなるが、今後の地域福祉の取組は、新法の枠組みを活用して推進していくことが効果的・効率的である。

これにより、新法を踏まえ、一部事業について補助率の見直しを伴うものの、

- ・ 事業費全体としては大幅な拡充が図られるとともに、
- ・ 恒久的な財源が確保され、事業の安定的な継続性が高まる

というメリットがあるものと考えている。

新法の施行により、各自治体においては、恒久財源の下、新たな事業が展開されていくこととなる。今後、地域福祉の推進に当たっては、例えば、地域福祉のコーディネーターの配置等について、新法事業を有効に活用するな

ど、従来の地域福祉の推進体制について必要な見直しを検討していただくことが重要である。

各自治体におかれては、こうした見直しの趣旨について、ご理解をいただくとともに、引き続き地域福祉の取組の積極的な推進にご協力をお願いしたい。

イ 「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の創設について **【資料 P34 参照】**

地域福祉関係事業の再編により、平成 27 年度から「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」を創設することとしている。本事業は、年齢や性別、その置かれている生活環境などにかかわらず、身近な地域において誰もが安心して生活を維持できるよう、地域住民相互の支え合いによる共助の取組の活性化を図りつつ、生活困窮者を始め、支援が必要な人を地域全体で支える共助の基盤づくりを通じて、地域福祉の推進を図るものであり、新法を下支えする事業としても有効であることから、新法その他事業に位置づけることとしている。

本事業の国庫補助基準額（案）については、以下のとおりであるので、各自治体におかれては、新法法定事業に基づく専門的な支援と、本事業によるインフォーマルな支援を組み合わせるにより、地域における重層的な支援体制が構築されるよう、積極的なご活用をお願いしたい。

また、本事業は、福祉事務所を設置しない町村も実施可能とすることとしている。新法法定事業とも連携を図りつつ、特に策定率が低い町村部における地域福祉計画の策定を後押しする上でも、本事業を活用し、引き続き地域福祉の取組の推進を図られたい。

【「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」の国庫補助
基準額（案）】

人口区分	補助基準額（案）
人口 50 万人以上	1 自治体当たり 12,000 千円
人口 30 万人以上 50 万人未満	1 自治体当たり 10,000 千円
人口 10 万人以上 30 万人未満	1 自治体当たり 8,000 千円
人口 5 万人以上 10 万人未満	1 自治体当たり 6,000 千円
人口 5 万人未満	1 自治体当たり 4,000 千円
人口 5 万人未満であって平成 26 年度において安心生活創造推進事業を実施していた自治体（平成 27 年度限りの経過措置）	1 自治体当たり 10,000 千円

ウ 「日常生活自立支援事業」について 【資料 P35 参照】

「日常生活自立支援事業」については、認知症高齢者等の判断能力が不十分な者に対して、新法に基づく各事業を含む福祉サービスの利用を支援する事業であることから、新法とも密接に連携を図りながら事業を展開していくことが求められている。

このような観点から、今般、本事業を新法その他事業に位置づけ、高齢化の進行による認知症高齢者の増加等に伴う本事業のニーズの拡大に対し、安定的な財源を確保しつつ、引き続き本事業を推進していくこととしたものである。

なお、平成 27 年度においては、以下の国庫補助基準額（案）を導入することとしているが、平成 28 年度以降の基準額については、改めて検討を加えることとしているので、この点につき、各自治体におかれてはご理解をいただくとともに、本事業の実施状況を踏まえた必要な事業費の確保に特段のご配慮を賜りたい。

【「日常生活自立支援事業」の国庫補助基準額（案）】

	国庫補助基準額（案）
基本事業費	平成 26 年度交付決定段階における 国庫補助基本額の 70%
利用契約者事業費（専門員の人件 費等の一部相当）	利用契約者数 1 人・1 月につき 2,500 円
生活保護受給者利用料事業費（生 活支援員の人件費等の一部相当）	生活保護受給者に係る利用契約者 1 人・1 月につき 1,200 円

また、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」に基づく「地域医療介護総合確保基金」においては、「権利擁護人材育成事業」がメニューに位置づけられたところである。当該事業は、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至ってからの支援が切れ目なく、一体的に確保されるよう、権利擁護人材の養成を総合的に推進するため、以下のような取組を行うものであり、日常生活自立支援事業を実施する各社会福祉協議会が当該事業を行うことによって、判断能力の変化に応じた包括的な権利擁護体制の構築が可能となる。

【権利擁護人材育成事業の事業例】

(1) 権利擁護人材の養成研修

- 成年後見制度の利用に至る前の段階で、介護サービスの利用援助等の支援を行う「生活支援員」及び成年後見制度の下で、身上監護等の支援を行う「市民後見人」の養成研修等を実施する。

(2) 権利擁護人材の資質向上のための支援体制

- 養成研修修了者が市民後見人として活動するためには、同研修を終了するだけでなく、家庭裁判所から後見人として選任されるための資質の担保が必要となる。このため、単に養成研修を実施するだけでなく、家庭裁判所に対する適切な後見候補者の推薦や市民後見人等からの定期的な報告を踏まえた適切な助言・指導を行うなど権利擁護活動を安定的かつ適正に実

施するための支援体制を構築することにより、市民後見人等の資質向上を継続的にフォローアップする。

- 弁護士、司法書士、法テラス、社会福祉士等の専門職との連絡会議の開催など専門職との連携体制を構築することにより、専門職からのバックアップなどを通じた事案解決能力の向上を図る。

各自治体におかれては、地域医療介護総合確保基金を活用した包括的な権利擁護の推進について、こうした観点から「地域医療介護総合確保基金」(権利擁護人材育成事業)の活用について、庁内関係部局間において、連携・調整の上、積極的なご検討をお願いしたい。(「地域医療介護総合確保基金を活用した包括的な権利擁護の推進について」(平成 27 年 2 月 6 日付け各都道府県・指定都市日常生活自立支援事業所管課あて厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡参照のこと。))

(2) 東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援の推進について

【資料 P36～38 参照】

東日本大震災の被災者に対する見守り等の支援については、今年度までの間、緊急雇用創出基金(住まい対策等拡充等支援事業分)のメニューとして、「地域コミュニティ復興支援事業」を実施してきたところである。

当該基金は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014 について」(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)において、基金の創設や積み増しについては、財政規律の観点から、現に抑制することとれており、これを踏まえ、今年度をもって廃止することとされている。

しかしながら、仮設住宅等における避難生活の長期化等の状況を踏まえれば、被災者の見守りやコミュニティ形成等に係る支援は引き続き重要であることから、平成 27 年度においては、復興庁が新たに創設することとしている「被災者健康・生活支援総合交付金」のメニューとして、「地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業」を新たに位置づけ、これまでの取組による成果も踏まえ、自治会等の住民組織の活性化・参加を得つつ、被災者に対する見守り等の支援を引き続き推進していくこととしている。

なお、本事業は、これまでの事業の実施状況を踏まえ、被災三県（岩手県、宮城県及び福島県）及び山形県、新潟県、長野県、愛知県で実施できることとしている。

該当自治体におかれては、仮設住宅等における避難生活が長期化する中で、被災者の方々の抱える課題も多様化・複雑化している状況を踏まえ、避難生活における「安心」が確保されるよう、本事業を活用していただくとともに、効率的な事業実施が可能となるよう、復興庁による「被災者支援コーディネート事業」などの関連施策とも密接な連携・役割分担を図りつつ、被災者支援体制の強化に取り組んでいただきたい。

なお、本事業は、東日本大震災復興特別会計により措置するものであることから、被災者支援以外の使途に流用することはできないものであるとともに、本事業による取組が被災者の日常生活の安心確保に資するものであることが求められる。このため、別途お示しする方法により、本事業の実施状況について報告をお願いすることとしているので、ご了解いただきたい。

また、「被災者健康・生活支援総合交付金」に係る交付申請等の手続は、可能な限り効率的な執行を行う観点から、復興庁において一元的に受け付け、これを經由して厚生労働省あてを行うことを想定している。詳細については、別途お知らせするので、ご了解いただきたい。

(3) 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の積極的な活用について

【資料 P39、40 参照】

地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための政府の施策の方向性を提示するため、平成 26 年 12 月 27 日に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定されたところである。

この総合戦略を踏まえ、内閣府においては、地方版総合戦略の早期策定、これに関する取組の先行実施等への支援を行うため、平成 26 年度補正予算において「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を創設している。

この交付金は、地方創生の観点から、自治体の創意工夫に基づき様々な事業に取り組むことが可能であるが、その事業メニュー例として、対象者によらず、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める観点から、地域住民に対する生

活支援、地域住民相互の交流機会の提供などを行う「多世代交流・多機能型福祉拠点の推進」が盛り込まれている。

こうした取組は、地域福祉推進に当たっての一つのツールとなり得るものと考えられるので、各自治体におかれては、本交付金の趣旨・目的について十分ご理解をいただいた上で、その積極的な活用をご検討いただきたい。

(4) 寄り添い型相談支援事業について 【資料 P41、42 参照】

本事業は、24 時間 365 日電話相談窓口を設置し、電話による相談を受けて悩みを傾聴するとともに、必要に応じ、面接相談や同行支援を実施して具体的な問題解決につなげる寄り添い支援を行うことを目的とした事業である。

平成 26 年度は社団法人社会的包摂サポートセンターが実施者に選定され、「よりそいホットライン」として全国支援事業及び被災地支援事業を実施しているところである。

平成 27 年度予算案においても本事業の実施に必要な予算を計上しているところであり、改めて事業実施者を公募・選定する予定であるので、ご承知おきいただきたい。

なお、本事業による相談者の置かれている状況をみると、6 割を超える者に仕事がなく、約 2 割の者が家計に問題を抱えているなど、新法の対象層とも重なる部分がある。このため、本事業を通じて把握した生活困窮者であって、具体的な支援が必要と考えられるものについては、新法に基づく自立相談支援事業等の支援につなぐこともあり得るので、各自治体におかれては、本事業と自立相談支援事業との連携が確保されるよう、特段のご配慮をいただきたい。

(5) 孤立死防止対策の推進について

孤立死の問題については、地域住民が互いに支え合ういわゆる地域力の低下や生活困窮者の情報が行政機関に提供されにくいことなど様々な要因があることから、平成 24 年度に

- ① 生活困窮者の情報の一元化や関係者間の連携強化
- ② 民間事業者等と連携する上で課題となる個人情報の取扱いにつき、個人情報保護の適用外となる場合の理解促進（電気・ガス事業者を所管する資源エ

エネルギー庁や、個人情報保護法を所管する消費者庁と連携し再周知)

- ③ 地域の見守り等の取組みの先進事例の紹介や関係補助金の優先採択
- ④ 住宅供給事業者等と自治体との連携推進

などを盛り込んだ総合的な通知を発出し、地域における取組をお願いしてきたところである。

平成 27 年度以降については、新法が施行されることから、各自治体におかれては、新法に基づく自立相談支援事業等を中心に、「地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業」なども組み合わせつつ、引き続き孤立死防止対策の推進をお願いしたい。

(6) 地域福祉計画・地域福祉支援計画について 【資料 P43～P45 参照】

ア 計画の積極的な策定及び改定について

市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画（以下「地域福祉計画等」という。）は、自治体ごとの実情を踏まえた地域福祉の推進に極めて重要な計画であるが、平成 26 年 3 月 31 日時点において市区部で約 9 割が策定済み（策定予定含む）である一方、町村部では約 4 割が策定未定の状況である。

（調査結果については平成 26 年 10 月 31 日付け社援地発 1031 第 3 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定状況等調査の結果について」各都道府県民生主管部(局)長あて 厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知参照）

地域福祉計画等の策定は、地域の中の課題を可視化するとともに、それらを地域で共有し、新たな取組を創出していくことにより、地域活性化の端緒にもなり得るものであることから、積極的に計画の策定又は改定を進めていただきたい。

なお、新法が平成 27 年度より施行されることを踏まえ、地域福祉計画に盛り込むべき事項を「生活困窮者自立支援方策」（平成 26 年 3 月 27 日付け社援発 0327 第 13 号「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」各都道府県知事、指定都市市長、中核市長あて厚生労働省社会・援護局長通知参照）としてお示しているところであるので、今後の計画の策定又は改定に当たっては、当該通知の内容を踏まえて行っていただきたい。

イ 計画策定状況の全国調査の実施について

地域福祉計画等の策定状況については、毎年調査を実施し、各自治体の取組状況を公表しているところであるが、本年も3月を目途に、従来の内容に、生活困窮者自立支援方策の反映状況等を加えて調査を実施する予定であるので、引き続きご協力願いたい。

(7) 社会福祉協議会について

近年、少子高齢化や核家族化が進行する中、地域では高齢者や児童等への虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化し、地域福祉の再構築が大きな課題となっている。こうした多様な生活課題には、行政が住民やボランティア等と協働して取組んでいくことが重要であり、こうした活動を支える社会福祉協議会の役割はますます重要となっている。

さらに、新法の施行に当たっては、各事業の担い手として、既存の地域ネットワークを活かした包括的な支援体制の構築に寄与することが期待される。

各自治体におかれては、今後とも社会福祉協議会との連携により、地域福祉活動や新法の円滑な施行のための取組について一層の推進をお願いしたい。

また、昨年、多くの自然災害が発生したが、被災地には多くの方々が災害ボランティアとして現地に駆けつけていただいた。

災害時には、多くの自治体において、社会福祉協議会が災害ボランティアセンターの運営を担っているが、災害時の対応は、自治体を中心に、社会福祉協議会を含めた関係機関が連携し、役割分担を図った上で行うことが重要である。

各自治体におかれては、災害時におけるボランティアセンターの運営体制、関係機関との役割分担など、社会福祉協議会等とも協議し、災害時の対応が円滑なものとなるよう、平時から積極的な事前準備に努められたい。

(8) 民生委員について

ア 新法の施行に当たって民生委員に期待される役割

平成27年度からの新法の施行に当たって、民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）については、自立相談支援事業を中心とする地域の関係機関の一員として、地域にあって相談窓口にとどり着けない生活困窮者の発

見や、自立相談支援事業を始めとする関係機関へのつなぎ、関係機関と連携した生活困窮者の見守りといった支援に、積極的に関わることが期待される。

このため、各自治体におかれては、民生委員が新法の趣旨・内容について十分な理解を得られるよう、研修カリキュラムの中にこれらを盛り込むなど、積極的な支援をお願いしたい。

イ 民生委員活動への支援について

少子高齢化や核家族化が進行する中、地域では、高齢者や児童等の虐待や孤立死の問題など、多様な生活課題が顕在化してきていることから、住民の立場に立って相談援助活動を行う民生委員に期待される役割が大きくなっている。

また、衆議院及び参議院の厚生労働委員会において、新法が可決された際には、民生委員が最大限その役割を発揮できるよう、活動しやすい環境整備を更に進める旨の附帯決議がなされている。

このような中、昨年、民生委員が地域の中核として、その力を十分に発揮できるよう、平成 25 年 10 月に、厚生労働省社会・援護局地域福祉課において「民生委員・児童委員の活動環境の整備に関する検討会」（座長：上野谷加代子 同志社大学社会学部社会福祉学科教授）を設置し、本年 4 月に報告書を取りまとめたところである。

本報告書においては、民生委員活動に対して財政面を含めた国、地方自治体の積極的な支援や、研修の充実、制度への理解の深化、広報活動の強化などが提言されている。

各自治体におかれては、本報告書の内容も踏まえつつ、今後とも民生委員の活動しやすい環境の整備に向けた一層の取組の推進について特段のご配慮を賜りたい。

ウ 民生委員への個人情報の提供について

自治体によっては、個人情報提供に過度に敏感な考え方をするなどにより、民生委員の活動のベースともなる要援護者の情報が適切に提供されていないとの指摘があることを受け、平成 24 年に「自治体から民生委員・児童委員への個人情報の提供に関する事例集について」（平成 24 年 7 月 17 日付事務連絡）を発出しているため、各自治体におかれては、これを参考に適切な個人

情報の取り扱いについてご配慮願いたい。

なお、消費者庁では、個人情報の保護に関する現状として、法の定め以上に個人情報の提供を控えたりするなどのいわゆる「過剰反応」といわれる状況が一部にみられるため、法の目的・内容の周知を図るため、個人情報保護法の説明会を実施しているので参考とされたい（資料の一部については、平成 25 年 12 月 26 日付け「孤立死の防止対策等の取組み事例及び地域福祉にかかる取組みに対する事例の情報提供について」厚生労働省社会・援護局地域福祉課事務連絡に添付しているので、参照されたい）。

エ 平成 29 年度における民生委員制度発足 100 周年記念行事へのご支援・ご協力について

民生委員制度は、平成 29 年度に制度発足から 100 周年を迎えることとなる。現在、全国社会福祉協議会においては、平成 29 年度における記念事業の実施に向けた基本計画を策定することとしているが、厚生労働省としても、これらを踏まえつつ、必要な対応を検討していくこととしている。

こうした全国レベルの取組に加え、今後、各都道府県、市町村レベルにおいても様々な記念事業が検討・実施されることになると考えられる。各自治体におかれては、各地域における民生委員児童委員協議会とも十分意思疎通を図り、こうした取組に対して、積極的なご支援・ご協力をいただけるよう願いたい。

(9) 消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会について

【資料 P46～59 参照】

平成 26 年 6 月に国会で成立した「不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律」（平成 26 年法律第 71 号）により消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正されたところである。

改正消費者安全法においては、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止などの取組等を円滑に行うための地域ネットワークを構築する観点から、地方自治体等は「消費者安全確保地域協議会」を任意で組織することができることとしている。

この「消費者安全確保地域協議会」のポイントは以下のとおりであるが、当

該協議会は、既存の協議体を活用して設置することも可能とされている。

【「消費者安全確保地域協議会」のポイント】

- ① 協議会の構成員が消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行うこと
- ② 協議会の構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができること
- ③ 協議会の構成員等は、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないこと

各自治体におかれては、地域の要支援者に対する見守り等の支援ネットワークの充実を図る上で、こうした仕組を活用し、関係機関の連携確保、個人情報の円滑な共有等を図ることも有効であると考えられるので、当該協議会に、社会福祉協議会や民生委員が構成員として参画するなど、消費者行政担当部局とも十分な連携を図りつつ、当該協議会の運営に積極的なご協力をお願いしたい。

(10) 地方改善事業等について

ア 地方改善事業の実施について

(ア) 隣保館運営事業について 【資料P60 参照】

① 運営事業の推進について

隣保館は、昭和 28 年度にその整備について予算措置して以降、同和問題の解決に資するため各種の事業を行い、地域住民の生活の改善や人権意識の向上等に大きく寄与してきたところである。

また、地域改善対策協議会の意見具申（平成 8 年 5 月）及びこれを踏まえた閣議決定（同年 7 月）に基づき、平成 9 年より一般対策として、周辺地域を含めた地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして各種の事業を総合的に行っているところである。

隣保館運営事業等は、「隣保館の設置及び運営について」（平成 14 年 8 月 29 日付 厚生労働省発社援第 0829002 号厚生労働事務次官通知）に基づき、地域改善対策特定事業が実施された地域や、同事業は実施され

なかったが地域住民の生活の改善や人権意識の向上等を図る必要のある地域で行われているところであるが、社会・経済情勢の変化に伴い、これらの地域においても住民ニーズは多様化しているところである。

本事業の今日に至るまでの歴史的経緯や背景を鑑み、従前からの利用者等ともよく意見交換を行い情報の共有化を図るなどし、今後とも多様化する住民ニーズに的確に対応できるよう、管内市町村に対し、引き続き本事業に積極的に取り組まれるよう周知願いたい。

なお、隣保館について他施設との統合等運営体制の見直しを行うこととなった場合においても、隣保館がこれまで担ってきた役割や機能が失われることのないよう、管内市町村に対し周知願いたい。

② 公平中立な運営について

隣保館は「公の施設」であり、その運営に当たっては常に公平性・中立性を確保する必要があることから、地域住民などから特定の団体に対し、恒常的・独占的に利用されているなどの批判が生ずることのないよう、引き続き管内市町村に対し周知願いたい。

なお、管内市町村の隣保館において、そのような疑義が生じた場合には、速やかに館の利用実態を確認の上、必要に応じて是正を図られたい。

③ 関係部局、関係機関との連携について

隣保館においては、地域住民の生活上の相談、人権に関わる相談に応じ適切な助言指導を行う必要があることから、日頃より市町村の福祉関係部局や地域包括支援センター、社会福祉協議会などの関係機関との密接な連携の下、特に平成 27 年度以降は生活困窮者自立支援法の施行に伴い、地域における多様な社会資源の一つとして、新たに自立相談支援機関との連携が求められることにも留意しながら、より積極的な館運営が行われるよう、管内市町村に対し周知願いたい。

④ 職員の資質向上について

隣保館職員に対する研修の実施に当たっては、人権課題に関する内容はもとより、介護保険制度や年金制度をはじめとする社会保障制度の最近の動向を内容とした研修を行う等、創意工夫をこらした研修の実施に努め、人権啓発とあわせて地域福祉の一翼を担う館職員としての資質の向上が図られるよう努められたい。

(イ) 隣保館及び生活館の耐震化促進について

平成 26 年 12 月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」では、平成 25 年 10 月時点の隣保館及び生活館の耐震化率は、それぞれ 51.0%、33.9%となっており、社会福祉施設等の中でも著しく低いものとなっているところである。特に避難所として指定を受けている館については、今後想定される南海トラフ地震等に備え、老朽改修等と併せ、耐震化整備を計画的に実施されたい。

なお、この耐震化整備については、地方改善施設整備費補助金の優先採択を行うこととしている。

(ウ) 地方改善施設の財産処分について

最近、隣保館等の地方改善施設について、整備後、数年しか経過していないにもかかわらず財産処分を行ったり、厚生労働大臣の事前承認を受けることなく財産処分を行う等の不適切な事例が散見されるところである。地方改善施設の整備計画の策定に当たっては補助事業の趣旨・目的を十分にご理解いただくとともに、財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）による申請手続等が必要となるため、計画がある場合には、その検討段階で早期にご連絡いただくようお願いしたい。

また、共同作業場等については、整備後、他事業に転用した場合など事業の実施状況によっては財産処分に関する手続が必要となるケースもあるので、管内市町村における整備後の状況を定期的に把握されたい。

イ アイヌ政策の推進について

現在、政府では「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」報告（平成21年7月）を受け、アイヌの人々の意見等を踏まえつつ総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進するため、「アイヌ政策推進会議」（座長：菅義偉内閣官房長官）を設置・開催しているところである。

平成24年7月に開催された同会議では、同会議の下に設置された作業部会（部会長：常本照樹北海道大学アイヌ・先住民研究センター長）での「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開等に関する検討状況が報告されたが、この中には、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきとの提言も盛り込まれている（首相官邸ホームページ内「アイヌ政策推進会議」参照）。

この提言を踏まえ、各自治体におかれては、民生委員や福祉事務所等の相談機関の窓口職員などを対象とした研修会などの機会を捉え、アイヌの人々に対する理解を深めていただくようご配慮願いたい。

また、平成27年1月から平成27年2月にかけて、首都圏の都県にご協力をいただき、民生委員向けの研修会において、アイヌに関するリーフレット（「アイヌの人々と人権」（（公益財団法人）人権教育啓発推進センター刊））を配布いただいているところであり、27年度においても機会を捉え、依頼をさせていただく予定であるので、引き続きご協力を願いたい。

《参考》【アイヌ政策推進作業部会報告書】

「北海道外アイヌの生活実態調査」を踏まえた全国の見地からの施策の展開について」（平成24年6月1日）（抄）

(2) 生活等の相談に対応する等の措置

道外アイヌ調査部会報告において、北海道外のアイヌの人々には、困っていることや悩みを抱える人が多いものの、「近くに信頼して相談できる人がいない」という理由から誰にも相談しない人が少なからずいるという結果が示されている。北海道内においては、アイヌの人々の生活上の相談に応ずるため、市町村に「アイヌ生活相談員」が配置されているところがあるが、北海道外においては、民生委員・児童委員、福祉事務所等、生活上の相談に対応する機関はあるものの、アイヌの人々を対象とした特別の体制は整備されていない。

北海道内だけでなく、北海道外においても、アイヌの人々の生活等の相談機能を確保するため、例えば、広域的な電話相談窓口の設置や、アイヌの人々が比較的多く居住していると考えられる首都圏等における定期的な生活相談の実施等、アイヌの人々を対象とした生活相談の取組を実施することが検討されるべきである。また、さらにアイヌの人々の具体的な相談ニーズを踏まえながら、実質的な生活等の相談体制の充実について検討することが求められる。

なお、このような生活等の相談を行うに当たっては、アイヌの人々が忌憚なく意思疎通できるような者を配置することに留意すべきである。

そのほか、北海道外のアイヌの人々の相談に適切に対応するため、人権に関わる相談については、人権擁護委員等の相談窓口を通じて、適切に対応していくことが求められるとともに、民生委員等、生活相談に応ずる者に対するアイヌに関する研修の充実を図るべきである。

さらに、アイヌの人々が広く集う場所等において、生活相談に関する各種パンフレットを配付するなど、生活相談の制度等に関する一層の周知を図ることが必要である。

ウ 人権課題に関する啓発等の推進について

人権課題に関する国民の差別意識は解消に向けて進んでいるものの、一部では依然として存在しており、最近では、インターネットの悪用による人権侵害事案も多く発生しているところである。ついては、その差別の解消を図る上で啓発及び研修の実施が重要であることから、管内の行政関係職員をはじめ保健福祉に携わる関係者等に対し、積極的な啓発・研修を通じ人権課題に関する理解が深められるよう特段のご配慮を願いたい。

また、過去に就職差別につながるおそれのある身元調査事案が発生したが、これは調査を依頼した関係者の人権問題に対する認識が十分でなかったことによるところが大きいと思われる。

このようなことが二度と起きないようにするためにも、関係者などに対する啓発・研修においては、具体的な事例を盛り込むなど効果的なものとなるよう努めるとともに、関係事業者団体に対しても、職員の採用選考に当たっては、応募者の適性と能力を基準として行うよう機会を捉えて指導・啓発を行われたい。

《参考》法務省ホームページ

～ インターネットを悪用した人権侵害をなくしましょう ～

インターネットによりコミュニケーションの輪が広がり便利になる一方で、インターネットを悪用した行為が増えており、他人への中傷や侮蔑、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、差別的な書き込みなど、人権やプライバシーの侵害につながる情報が流れています。

(中 略)

法務省の人権擁護機関では、啓発活動年間強調事項に「子どもの人権を守ろう」及び「インターネットを悪用した人権侵害をやめよう」を掲げ、年間を通じて啓発活動を行っています。インターネットを悪用することなく、お互いの人権を尊重した行動をとるようにしましょう。

■インターネットに関する人権侵犯事件の新規救済手続開始件数

法務省の人権擁護機関が新規に救済手続を開始した事件のうち、インターネットを利用した人権侵犯事件数は、高水準を維持しています。

平成 21 年	22 年	23 年	24 年	25 年
786 件	658 件	636 件	671 件	957 件

2 消費生活協同組合の指導・監督について

(消費生活協同組合業務室)

(1) 地域における生協の社会的役割について

消費生活協同組合（以下「生協」という。）は、一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる組織であることから、近年の少子高齢社会における地域コミュニティや家族の在り方の変化に伴い、益々地域社会への貢献が求められている。

その一つとして、高齢化や人口減少などの影響による高齢者等の孤立防止や見守り、買い物支援等を積極的に行うことが期待されるところである。

具体的には、地域において生協が自治体との協働を積極的に行い、従来から実施している宅配事業の充実のほか、各々の地域において見守り・買い物支援を行う団体と連携し、山間へき地等交通が不便で近隣にスーパーや商店がなく、買い物支援が必要とされる地域の高齢者等に、移動車両による食品の提供等を積極的に行うことが期待される。

また、本年4月からの新法の施行に伴い、生協においても自治体からの委託を受けて相談事業を実施するなど、自治体や地域社会と連携した取組への貢献が期待される。

各都道府県におかれても、生協の社会的役割を踏まえ、所管生協が可能な限り高齢者等の見守り・買い物支援等に積極的に取り組むことができるよう、地域におけるニーズの把握、所管生協との意見交換の実施など、必要な指導・支援をお願いしたい。

(2) 健全な運営の確保について

生協は、税制においても普通法人に比べ優遇されているように、その社会的責務は非常に大きく、信頼と責任ある経営が求められている。都道府県におかれては、適正な運営体制と事業の健全性が確保されるよう、以下の点についても留意の上、所管する生協の指導に特段のご配慮をお願いしたい。

- ① 員外利用の防止及び法令に基づく適切な員外利用許可の徹底
- ② 架空契約及び名義借契約等の発生を防止するための共済募集管理体制の徹底
- ③ 共済事業規約などに基づいた適切な共済金等支払管理態勢の徹底

- ④ 組合員の個人情報管理態勢や出資金及び共済掛金などの管理態勢の徹底
- ⑤ 事業を利用していない組合員が多数存在する生協においては組合員管理の徹底、休眠状態にある生協においては生協の指導の徹底
- ⑥ 財務状況が悪化している生協、特に、多額の累積赤字を抱えている生協における経営の健全化

また、新たに設立される生協の認可に当たっては、設立の趣旨や事業計画等について法の趣旨に照らして適切かどうか、また、将来にわたり安定的な事業継続が見込めるかどうか等の観点から、生協関係法令・通知に則り、適正に審査を行ったうえで判断されるようお願いしたい。

(3) 政治的中立の確保について

生協の政治的中立の確保については、法第2条第2項において「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定しているところである。本年4月には統一地方選挙も予定されており、生協が法の趣旨を十分尊重し、いやしくも政治的中立の観点から批判や誤解を招くことのないよう改めて厳正に指導されるようお願いしたい。

(4) 国から都道府県への権限移譲について

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次分権一括法）の施行により、平成27年4月1日から消費生活協同組合に関する設立認可・監督権限のうち、地方厚生局の所管に係るものについては、都道府県に移譲されることとなっている。各地方厚生局からの関係事務の引き継ぎが滞りなく行われるようご配慮願いたい。

(5) 消費生活協同組合法関連諸規定の改正について

以下のとおり消費生活協同組合法関連諸規定について必要な改正をおこなうものであり、御承知おきいただくとともに、その事務の執行にあたっては、適切な運用がなされるよう格別の御配慮をお願いする。

【 I 既に公布されたもの】

ア 銀行法施行令改正に伴う改正

(施行期日：平成 26 年 12 月 1 日)

消費生活協同組合法（昭和 23 年法律第 200 号。以下「法」という。）第 12 条の 2 第 1 項及び第 2 項において、同法に基づく共済事業に係る共済契約の締結の代理又は媒介の業務（以下「共済業務」という。）を、消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第 1 号。以下「規則」という。）第 14 条で定める場合に限り、労働金庫が行うことができることとされている。

規則第 14 条は、労働金庫が生命共済契約、損害共済契約等の共済業務を行う場合につき、当該労働金庫が資金の貸付けを行っている法人（以下「資金貸付法人」という。）の代表者を共済契約者又は被共済者とする共済業務を、当該労働金庫が報酬を得て行わないことを確保するための措置を講じていることを要件としている。当該資金貸付法人については、国、地方公共団体及び銀行法施行令（昭和 57 年政令第 40 号）第 4 条第 11 項各号に掲げる法人その他の厚生労働大臣の定める法人が除外されている（同条第 3 項第 1 号イ）。

平成 25 年の銀行法（昭和 56 年法律第 59 号）の改正に伴い、銀行法施行令第 4 条第 11 項が改正され、同項に掲げるものが追加されたことから、規則及び「厚生労働大臣の定める法人」を定める消費生活協同組合法施行規程（平成 20 年厚生労働省告示第 139 号。以下「規程」という。）について所要の規定の整備を行ったところ（規則第 14 条関係、規程第 2 条関係）。

イ 会社法改正に伴う改正

(施行期日：平成 27 年 5 月 1 日予定 ※一部経過措置あり)

株式会社を巡る最近の社会経済情勢に鑑み、社外取締役等による株式会社の経営に対する監査等を強化し、また、株式会社及びその属する企業グループの運営の一層の適正化等を図るため、会社法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 90 号。以下「会社法改正法」という。）及び会社法の一部を改正する法律の施

行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 91 号。以下「整備法」という。）が平成 26 年 6 月 27 日に公布されるとともに、会社法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成 27 年政令第 16 号）が平成 27 年 1 月 20 日に公布され、会社法改正法及び整備法が平成 27 年 5 月 1 日から施行される。

整備法に伴い、法が改正されるとともに、消費生活協同組合法施行令（平成 19 年政令第 373 号。以下「施行令」という。）及び規則も改正される所であり、その内容は以下のとおりであり、平成 27 年 2 月 5 日付け『会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規規定の改正について』（通知）にて改正内容については御連絡したところ。

（ア）法に関する主な改正事項

① 組合外監事の要件の追加

会社法改正法により、社外監査役の要件が改正されることに伴い、法上の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）においても、監査機能の実効性を高めるため、負債合計額が 200 億円を超える組合が設置を義務付けられている組合外監事の要件につき、関係者の近親者でないことを追加するものとする（法第 28 条関係）。

② 合併差止請求規定の整備

法上、吸収合併及び新設合併（以下「合併」という。）を行うことが認められており、株式会社と同様に、合併が法令又は定款に違反し、組合員が不利益を受けるおそれがある場合が想定されるため、吸収合併消滅組合の手續について規定した法第 68 条、吸収合併存続組合の手續について規定した法第 68 条の 2、新設合併を消滅組合の手續について規定した法第 68 条の 3 に、合併差止請求に係る規定を追加するものとする（法第 68 条から第 68 条の 3 関係）。

③ 法に導入されない会社法改正内容に伴う規定の整備

会社法改正法により導入された監査等委員会設置会社制度や多重代表訴訟などについては、組合に適合しない制度であり、法においては導入しないこととしたため、当該部分に係る会社法の規定を準用しないこと等とする改正を行うものとする（法第 30 条の 3、第 31 条の 6、第 71 条、第 73 条関係）。

④ 会計監査人の選任等の議案の決定主体の変更に伴う罰則規定の削除

法第 100 条第 1 項第 19 号は、監事の理事に対する請求があつたにもかかわらず、理事がその請求に係る議案を総会に提出しなかった場合等について罰則を定めているが、会計監査人等の選任等の議案の決定の主体が理事から監事に変更されるため、当該号を削除することとする（法第 100 条関係）。

(イ) 施行令に関する改正事項

会社法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。

(ウ) 規則に関する改正事項

- ① 会社法改正に伴う条ずれ等の条項目の技術的整理を行うものとする。
(規則第 236 条、第 238 条、第 241 条、第 242 条及び第 256 条関係)
- ② 吸収合併消滅組合及び新設合併設立組合における事後開示事項の追加
(規則第 239 条関係)

ウ 金融商品取引法の改正に伴う消費生活協同組合法の一部改正

(施行期日：平成 26 年 11 月 29 日)

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 44 号）において、「損失補てんとして受領した電子化された株券等の没収手続の規定」を設けることとしているところ、包括的・横断的な法制を構築するため、法においても、「損失補てんとして受領した電子化された株券等の没収手続の規定」を設ける

ための改正を行うとともに、その他所要の規定の整備を行ったところ（法第 98 条の 5 第 2 項、第 101 条の 2 から第 101 条の 4 関係）。

【Ⅱ 今後公布するもの】

エ 支払余力比率に係る新基準導入に係る改正

（施行期日：平成 27 年 3 月 31 日予定）

保険会社のソルベンシー規制については、その信頼性向上の観点から見直しが行われ、平成 23 年度決算から、各保険会社で新しい基準のソルベンシー・マージン比率が適用されている。

共済事業を行う組合の支払余力比率についても、保険や他の共済と同様、支払余力比率の信頼性向上のために、規則、規程及び組合における共済計理人の確認の基準（平成 21 年厚生労働省告示第 445 号。以下「計理人告示」という。）等（関連通知含む。）について、以下の項目について改正し、平成 27 年度より新基準による支払余力比率の導入を行う予定である。

（ア）支払余力の算定方式の見直し

- ① 繰延税金資産の算入制限
- ② 共済掛金積立金等余剰部分の算入制限
- ③ 負債性資本調達手段等の算入制限 等

（イ）リスク計測の算定方式の見直し

- ① 各リスク係数の信頼水準の引上げ
- ② 各リスク係数の基礎となるデータの更新
- ③ 巨大災害リスクの算定方法について、原則として工学的事故発生モデルを用いた方法を導入 等

（ウ）その他

支払余力比率の適切な算出について、共済計理人の確認事項に追加 等

オ 企業結合に関する会計基準の見直しに伴う改正

（施行期日：平成 27 年 4 月 1 日予定）

企業会計基準委員会（公益財団法人財務会計基準機構に設置）の連結財務諸表に関する会計基準の公表等を踏まえ、連結貸借対照表の純資産の部の項目のうち、「少数株主持分」を「非支配株主持分」に、連結純資産変動計算書の項目のうち「少数株主持分」を「非支配株主持分」に変更し、連結損益計算書の項目のうち「当期剰余金」について、非支配株主に帰属する部分を含む金額で記

載し、当期剰余金の次に「非支配株主に帰属する当期剰余金」と「親会社株主に帰属する当期剰余金」を表示し、連結貸借対照表の純資産の部の項目のうち「剰余金」を「資本剰余金」と「利益剰余金」に区分して表示するとともに、その他所要の規定の整備を行う予定である（規則第 84 条第 1 項及び第 3 項、規則第 99 条第 1 項、第 100 条第 1 項、第 107 条第 2 項及び第 6 項関係）。

カ 金融商品取引法の改正に伴う消費生活協同組合法施行規則の一部改正

（施行期日：平成 27 年 5 月 29 日予定）

規則第 201 条においては、長期共済事業（共済事業のうち共済期間が 1 年を超える共済事業をいう。以下同じ。）を行う組合（以下「長期共済事業組合」という。）の財産であって共済事業に属する資産の運用について具体的な方法を定めているが、同条第 1 項第 9 号では「銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、労働金庫連合会、金融商品取引業者（金融商品取引法第 28 条第 2 項に規定する第 1 種金融商品取引業を行う者に限る。）、金融商品取引法第 2 条第 30 項に規定する証券金融会社及び短資業者に対する有価証券の貸付け」を規定している。金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 45 号）において金商法上の第一種金融商品取引業者に新たに「第一種少額電子募集取扱業者」という区分を設けられたところ。「第一種少額電子募集取扱業者」が第一種金商業者ほど信用が高くないため、第一種少額電子募集取扱業者を資産運用の対象である第一種金融商品業者から除くものとする予定である（規則第 201 条関係）。

キ 保険業法の改正に伴う消費生活協同組合法等の一部改正

（施行期日：平成 28 年 5 月 29 日予定）

今般、保険業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 45 号。以下「改正保険業法」という。）において、法第 12 条の 2 第 3 項で準用する保険業法の規定が改正されることを受け、現行の共済募集に関する制度を維持するため、法について所要の改正を行ったところ。

また、改正保険業法により、保険業法第 294 条に、新たに情報提供義務等に

係る規定が加えられることに伴い、現行法が準用する顧客に対する説明に係る規定は、同条第3項となる。当該情報提供義務等に係る規定は、法上、準用しないこととするため、所要の改正を行ったところ。その他現行の共済募集に関する制度を維持するための所要の規定の整備を行ったところであり、現在、規則についても、同様の趣旨の改正を行うことを予定している。

(6) 生協法施行5年経過後の検討について

平成20年に施行された改正生協法附則第38条において、「この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の消費生活協同組合法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされているところである。このため、今後、施行状況を把握のうえ必要な検討を行う予定であるので、ご承知おきいただきたい。

連 絡 事 項

参 考 资 料

平成27年度予算案の概要

社会・援護局地域福祉課

事 項	平成26年度 予 算 額 千円	平成27年度 予 算 (案) 千円	差 引 増 △ 減 額 千円	備 考
1. 生活困窮者自立支援法(新法)関連経費(新規)	-	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 生活困窮者等 に対する自立支 援策500億円の内 数 ・新法等負担金 218億円 ・新法等補助金 283億円 </div>	-	○ 生活困窮者自立支援法(新法)関連経費(新規) 生活困窮者等に対する自立支援策500億円(※)の内数 ・ 生活困窮者自立支援法(平成25年法律第105号)に基づき、いわゆる「第2のセーフティネット」を強化するものとして、複合的な課題を抱える生活困窮者に対し、包括的な相談支援や就労支援等を行い、生活困窮者の自立をより一層促進するための支援を実施。 ※ 改正生活保護法等に係る負担金・補助金を含む。
2 地域福祉増進事業関係	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> セーフティネット 支援対策等 事業費補助 150億円の内 数 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 新法等補助金 283億円の内 数 </div>	-	○ 生涯現役活躍支援事業 ○ 社会福祉推進事業 ○ 民生委員・児童委員研修事業
3 地方改善事業関係	4,876,692	4,408,474	▲ 468,218	○ 館数の減少等による減
(1)地方改善施設整備費	725,876	635,867	▲ 90,009	
(2)地方改善事業費	4,150,816	3,772,607	▲ 378,209	
4 全国社会福祉協議会活動の推進関係	166,047	177,091	11,044	○ ふくしまボランティアフェスティバルの開催に向けた支援
5 寄り添い型相談支援事業	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> セーフティネット 支援対策等 事業費補助金 150億円の内 数 </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 新法等補助金 283億円の内 数 </div>	-	【東日本大震災復興特別会計】 ・ 寄り添い型相談支援事業については、別途、被災地支援事業分を実施(4.4億円) ・ 地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業の実施(20億円(注)) 注:被災者健康・生活支援総合交付金(59億円)の内数
6 その他(本省費等)	116,293	130,192	13,899	○ 主な経費 (1) 生活困窮者自立支援統計システムの開発(26年度は調査・設計)(国庫債務負担行為) 0.4億円 ・ 生活困窮者自立支援制度の実施に関して基礎的なデータを把握するための「生活困窮者自立支援統計システム」の開発を行う(平成26年度は調査・基本設計を実施)。 (2) 生活困窮者自立支援制度人材養成研修事業の拡充 0.6億円 ・ 生活困窮者自立支援制度の導入に伴い、生活困窮者の自立に向けた包括的かつ継続的な支援を担う相談支援員等の養成研修の実施。
合 計	5,159,032	4,715,757	▲ 443,275	

連絡事項

連絡事項

1 全国民生委員児童委員大会について

- 平成27年度の全国民生委員児童委員大会は、富山県において開催することとしているので、ご了承願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

【第84回全国民生委員児童委員大会】

開催日：平成27年10月15日（木）～16日（金）

会 場：富山市総合体育館他（富山市）

2 全国ボランティアフェスティバルについて

- 平成27年度の全国ボランティアフェスティバルは、福島県において開催されることとなっているので、幅広い参加が得られるようボランティア関係者等への周知をお願いしたい。

【第24回全国ボランティアフェスティバルふくしま】

開催日：平成27年11月21日（土）～22日（日）

会 場：ビッグパレットふくしま他（郡山市）

參考資料

地域福祉関係事業の見直し

平成26年度

安心生活創造推進事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

地域福祉推進等特別支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

生涯現役活躍支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

日常生活自立支援事業
(セーフティネット支援対策事業費補助金)

地域コミュニティ復興支援事業
(緊急雇用創出事業臨時特例基金)

平成27年度

生活困窮者自立支援法

(その他任意事業)

※ 新法法定事業では対応できないニーズへの対応

地域における生活困窮者支援等のための 共助の基盤づくり事業

【補助基準等】

- ・人口規模等による補助基準額の設定を検討
- ・実施主体は都道府県又は市町村
- ・補助率 1/2

※ 生涯現役活躍支援事業による都道府県ボランティアセンターの事業費相当については生活困窮者就労準備支援事業費等補助金のメニューとして存続

日常生活自立支援事業

【補助基準等】

- ・利用者1人当たりの補助基準額の設定を検討(併せて、一定の激変緩和措置を検討)
- ・実施主体は都道府県社協又は指定都市社協
- ・補助率 1/2

地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

(被災者健康・生活支援総合交付金のメニューとして
復興庁に一括計上)

再編

地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（283億円の内数）

- 経済状況や心身の状況如何に関わらず、誰もが安心して地域で生活を営み続けることができるよう、
 - ・ 地域におけるインフォーマル活動の活性化を図るなど、できるだけ公費に頼らない共助による取組の活性化を図るとともに、
 - ・ こうした共助の基盤を基礎とし、生活困窮者自立支援制度など、既存制度のサービスメニューでは対応が困難な福祉ニーズに対応するための地域サービスの創出、人材の養成
- などに取り組むことを通じて、自助や公助に加え、既存制度を下支えする共助の基盤を整備し、生活困窮者など、要支援者を可能な限り身近な地域で支える体制の構築を目的とする。

【我が国が直面する課題】

- 少子高齢化の進行
- 人口減少
- 単身世帯・生活困窮世帯の増加
- 地域のつながりの希薄化

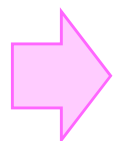
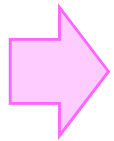
【地域における課題】

- 増大する高齢者等の福祉ニーズへの対応
- 軽度者に対する日常生活支援や社会的孤立など多様化する福祉ニーズへの対応
- 地域における担い手の育成・確保

- 既存の社会保障・社会福祉制度を着実に実施するとともに、**公費に頼らない共助の取組の活性化が必要。**

【市区町村等】

【地域住民の福祉ニーズ把握】



地域住民のニーズを踏まえ、その対応方針を地域福祉計画等に反映

※ 特に策定率が低い町村部（H25.3月現在 46.7%）の計画策定を後押し

【地域インフォーマル活動の活性化】

- 企業等による社会貢献活動への働きかけ
- インフォーマル人材の地域サービス等への参画の働きかけ
- インフォーマル活動を行う活動拠点の確保、初期設備の導入
- 寄付金の確保推進等を通じた自主財源の確保 等

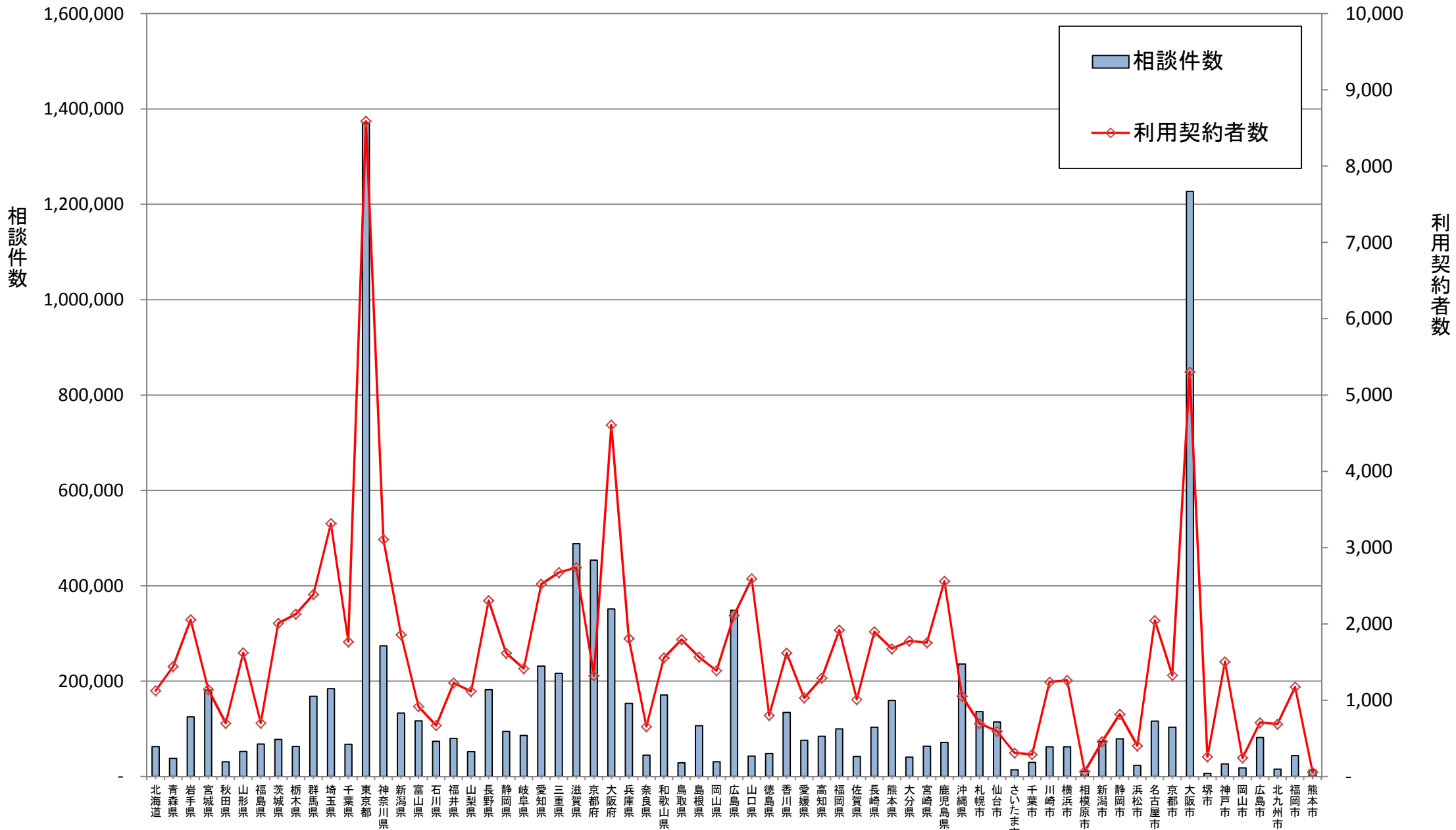
【新たな地域サービスの創出】

- 買物弱者に対する買物支援やちょっとした困り事への対応など地域サービスの創出に向けた検討
- 電気・ガス事業者などの民間事業者と連携した見守り体制の構築
- 地域サービスの担い手に対する研修の実施 等

- これらの取組を通じて、地域における社会資源や人材の育成・確保が図られ、地域活性化にも資する。

日常生活自立支援事業実施主体別延べ相談件数・利用契約者数

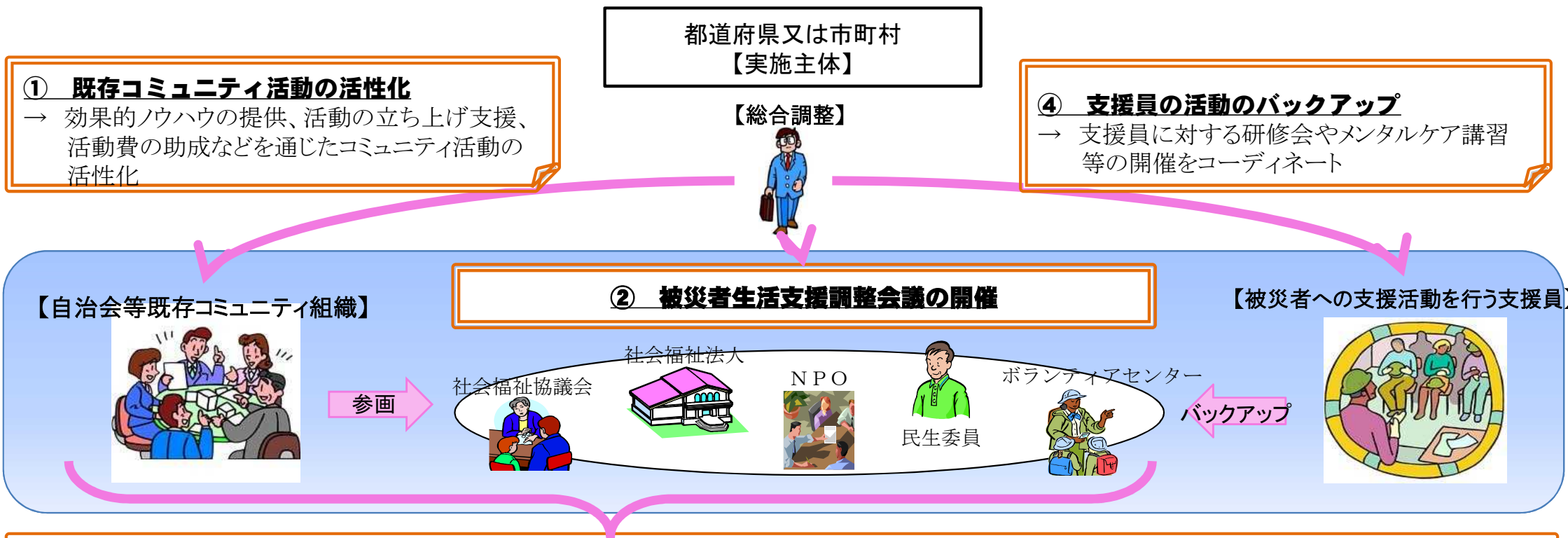
(平成11年10月～平成26年3月累計)



地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

平成27年度予算額（案）：復興庁所管「被災者健康・生活支援総合交付金」59億円の内数

- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災地等において、都道府県又は市町村が実施主体となって、以下のとおり、被災者の日常生活を総合的に支援。
 - ① 自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化の支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等）
 - ② 被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催
 - ③ 既存コミュニティ組織と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
 - ④ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



- ③ 被災者に対する日常生活支援の実施
→ 既存コミュニティ組織の参画を得つつ、関係団体による役割分担の下、被災者に対する見守りや孤立防止のための住民同士の交流、日常生活上の相談支援等の必要な支援を実施。

被災地等における地域コミュニティ活動の活性化を図りつつ、それらを活用し、効率的かつ効果的な被災者への日常生活支援体制を構築。

被災者健康・生活支援総合交付金

平成27年度概算決定額 59億円

事業概要・目的

○避難生活の長期化や、災害公営住宅等への移転による被災者の分散化など、復興のステージに対応し、被災者支援施策の強化を図るため、復興庁では、総理指示を受け、「被災者の健康・生活支援に関する総合施策（平成26年8月）」（被災者に対する健康・生活支援に関するタスクフォース）を策定。

○こうした状況の下、各被災自治体において、直面する課題・ニーズに的確に対応し、効果的な被災者支援活動を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括化した「被災者健康・生活支援総合交付金」を創設。

○新たな交付金では、1つの事業計画の下で、被災自治体における「被災者の見守り・コミュニティ形成支援」、「被災した子どもに対する支援」の取組を一体的に支援。

事業イメージ・具体例

I. 被災者の見守り・コミュニティ形成支援

①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

生活支援相談員の配置や、地域コミュニティ活動の活性化等を通じて、孤立防止の見守りなど被災者の日常生活を支援



II. 被災した子どもに対する支援

②被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

子どものいる家庭等への訪問による心身の健康に関する相談・支援、遊具の設置や子どもの心身のケアなど、被災した子どもへの総合的な支援を実施

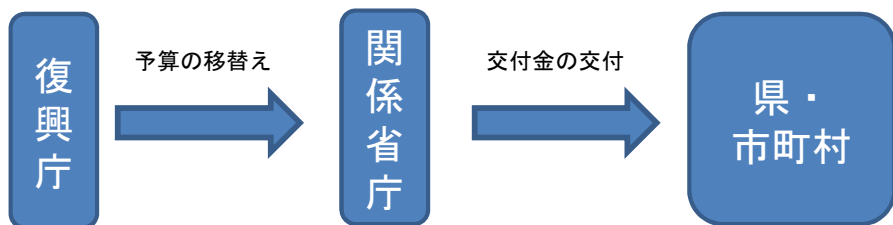


③福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

福島県内の子供を対象に、学校等が実施する自然体験活動や県外の子供たちとの交流活動を支援



資金の流れ



期待される効果

○被災者の見守り・コミュニティ形成支援や、被災した子どもへの支援について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援が行われることにより、各地域の実情に応じて、より効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

被災者健康・生活支援総合交付金の事業

I-①地域コミュニティ活動を活用した被災者生活支援事業

仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、以下のような被災者に対する日常生活支援を総合的に実施。

- ①生活支援相談員の配置等を通じて、被災者のニーズ把握、見守り、日常生活上の相談支援を行うほか、住民相互の交流機会を提供
- ②自治会活動など住民による地域コミュニティ活動の活性化を支援（効果的ノウハウの提供、活動の立ち上げ支援、活動費の助成等し、これらの活動を被災者支援に活用
- ③地域コミュニティ活動と連携した被災者に対する相談支援、孤立防止のための見守り等の日常生活支援
- ④被災者の日常生活支援を行う社会福祉協議会、社会福祉法人、NPO、自治会など関係団体間の活動内容を調整するための「被災者生活支援調整会議」の開催
- ⑤被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ



II-①被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

被災した子どもや子どものいる家庭等に対する心身の健康や生活等に対する総合的な支援を行う。

- ①子ども健やか訪問事業
- ②仮設住宅に住む子どもが安心して過ごすことができる環境づくり事業
- ③遊具の設置や子育てイベントの開催
- ④親を亡くした子ども等への相談・援助事業
- ⑤児童福祉施設等給食安心対策事業
- ⑥保育料等減免事業



II-②福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業

東京電力福島第一原子力発電所の事故により、避難生活等により日常生活における制限を余儀なくされている福島県内に在住する子供たちの心身の健全育成を目的に、県内の学校または社会教育団体等が実施する自然体験活動（キャンプ、ハイキング、自然観察、農林漁業体験等）や県外の子供たちとの交流活動を支援する。

- ①学校等体験活動支援事業
- ②社会教育関係団体体験活動支援事業



「地域住民生活等緊急支援のための交付金」の概要

○ 「地域住民生活等緊急支援のための交付金」は、地方が人口減少を克服し、将来にわたって活力ある日本社会を実現するための政府の施策の方向性を提示する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定)を踏まえ、地方版総合戦略の早期策定、これに関する取組の先行実施等への支援を行うため、平成26年度補正予算において創設するもの。

1. 交付金の全体像

【地域消費喚起・生活支援型】

- 予算規模は2,500億円
- プレミアム付き商品券の発行等地域における消費喚起策に対する支援。

地域住民生活等緊急支援のための交付金

【地方創生先行型】

- 予算規模は1,700億円
- 地方版総合戦略の策定とこれに関する優良施策等の実施に対する支援。

2. 地方創生先行型の事業メニュー例

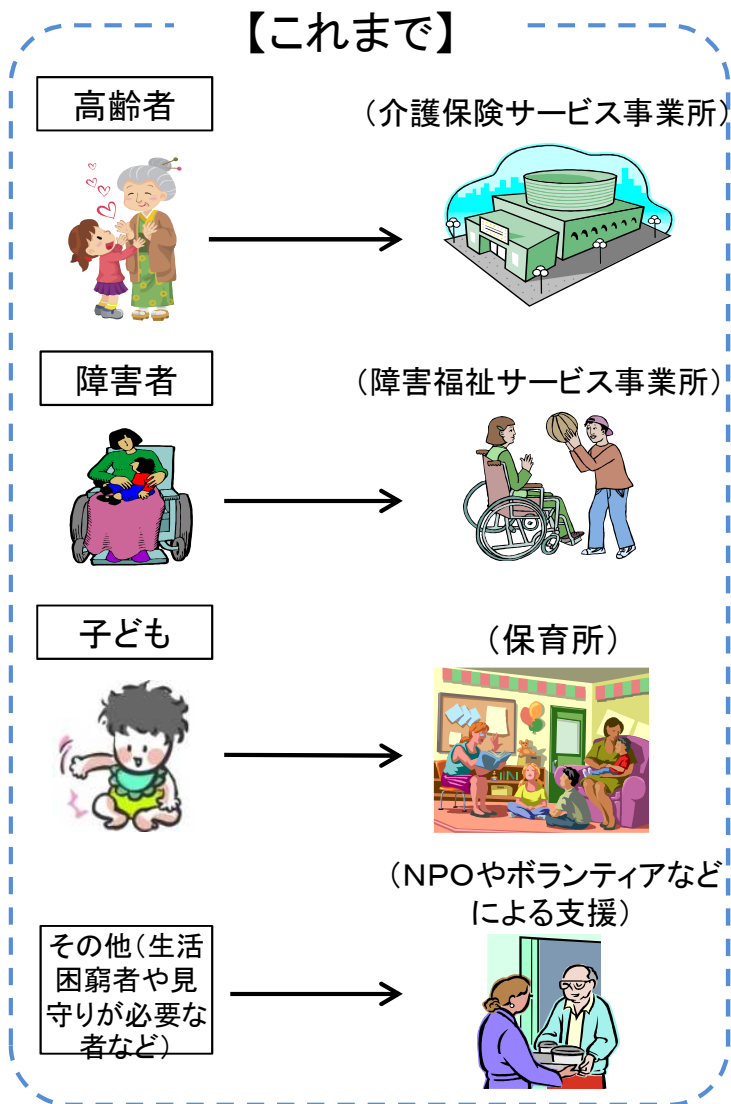
- ① 「地方版総合戦略」の策定(必須)
- ② UIターン助成
- ③ 地域しごと支援事業等
- ④ 創業支援・販路開拓
- ⑤ 観光振興・対内直接投資
- ⑥ 多世代交流・多機能型ワンストップ拠点(小さな拠点)
- ⑦ 少子化対策

地域福祉の取組とも関係性が高い。

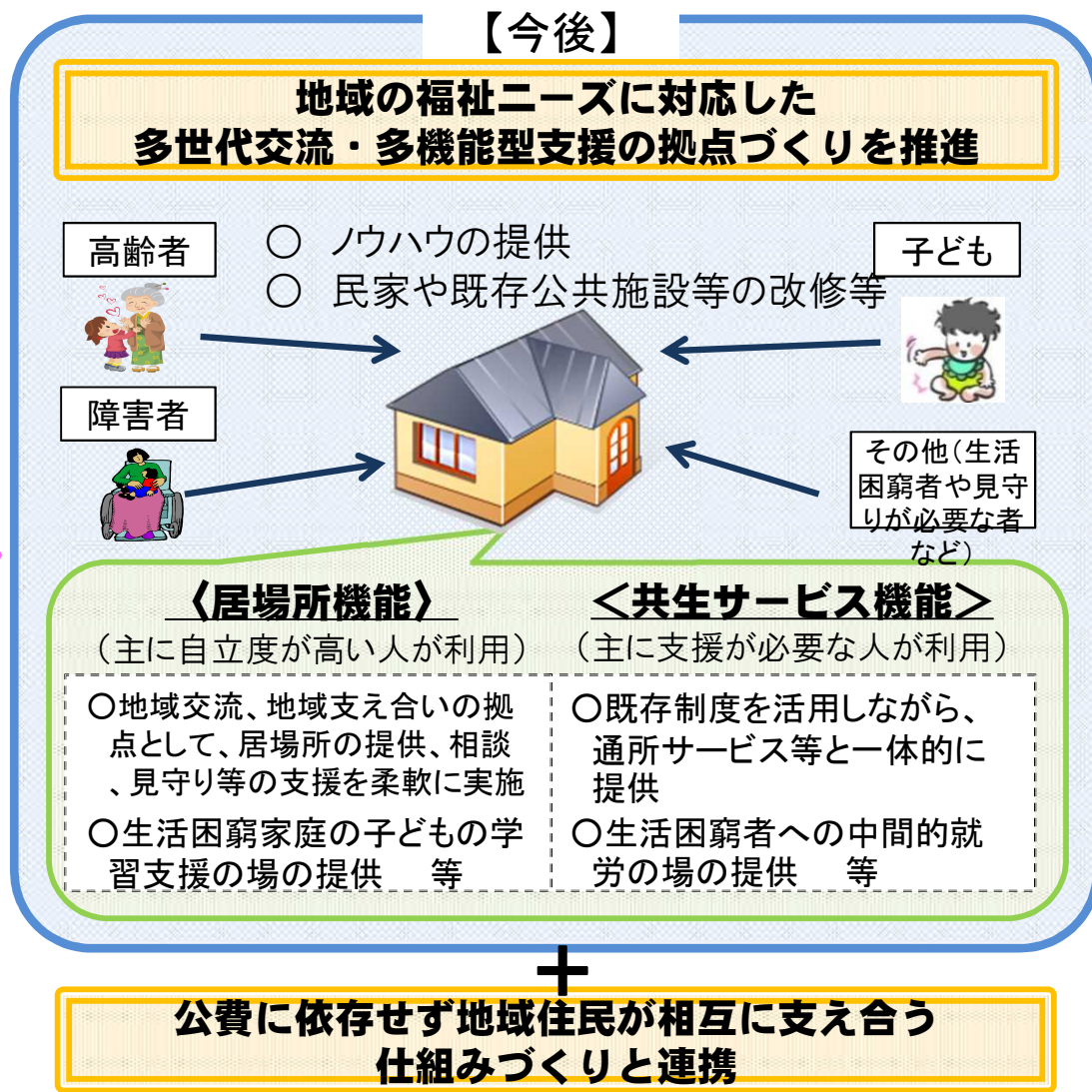
※ 左記の事業はメニュー例であり、自治体の創意工夫により、その他の取組を提案することも可能。

3. 多世代交流・多機能型ワンストップ拠点(小さな拠点)

- 対象者によらず、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める観点から、多世代交流・多機能型福祉拠点を設置し、地域住民に対する生活支援、地域住民相互の交流機会の提供などを推進する。
- 新たにハードは整備せず、既存のハードを活用し、ソフト事業のみを展開することも考えられる。



制度の縦割りを排除し、柔軟なサービス提供を可能に



実施主体となる市町村を国が包括的に支援

寄り添い型相談支援事業 コール実績（相談内容別）

単位：件

	平成24年度	平成25年度	内訳	
			被災地以外全国	被災地
生活の悩み全般	8,525,905 (78.4%)	10,921,462 (76.8%)	10,599,873 (77.6%)	321,589 (57.3%)
自殺	1,174,393 (10.8%)	1,648,617 (11.6%)	1,493,825 (10.9%)	154,792 (27.6%)
性暴力やDVなどの 女性の相談	559,527 (5.1%)	692,498 (4.9%)	647,279 (4.7%)	45,219 (8.1%)
外国語による相談	46,198 (0.4%)	78,321 (0.6%)	73,364 (0.5%)	4,957 (0.9%)
セクシャルマイノリティの方 のための相談	384,500 (3.5%)	635,739 (4.5%)	617,443 (4.5%)	18,296 (3.3%)
その他	187,704 (1.7%)	238,760 (1.7%)	221,957 (1.6%)	16,803 (3.0%)
合計	10,878,227	14,215,397	13,653,741	561,656

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成25年度全国ベースで 373,845件である。

平成25年度寄り添い型相談支援事業 コール実績（都道府県別）

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	465,077	大阪府	1,007,992
青森県	107,752	京都府	265,870
秋田県	102,008	滋賀県	94,672
岩手県	176,654	奈良県	95,657
宮城県	270,451	和歌山県	22,373
山形県	122,548	兵庫県	346,653
福島県	111,434	岡山県	282,473
新潟県	148,652	広島県	263,430
長野県	110,280	島根県	63,071
群馬県	152,593	鳥取県	17,941
栃木県	427,121	山口県	53,131
茨城県	345,308	香川県	145,274
東京都	1,982,097	徳島県	62,782
神奈川県	781,389	高知県	188,663
千葉県	798,992	愛媛県	96,483
埼玉県	1,122,561	福岡県	609,340
山梨県	22,346	佐賀県	21,373
愛知県	917,906	長崎県	256,963
静岡県	530,193	熊本県	97,392
岐阜県	221,457	大分県	136,150
三重県	394,361	宮崎県	120,944
富山県	205,226	鹿児島県	114,857
石川県	103,151	沖縄県	96,981
福井県	74,452	(不明)	16,959
		合計	14,215,397

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話ができた数(接続完了数)は、平成25年度全国ベースで 373,845件である。

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 1742市町村
- 回答数: 1742市町村(回収率100.0%)
- 調査時点: 平成26年3月31日現在

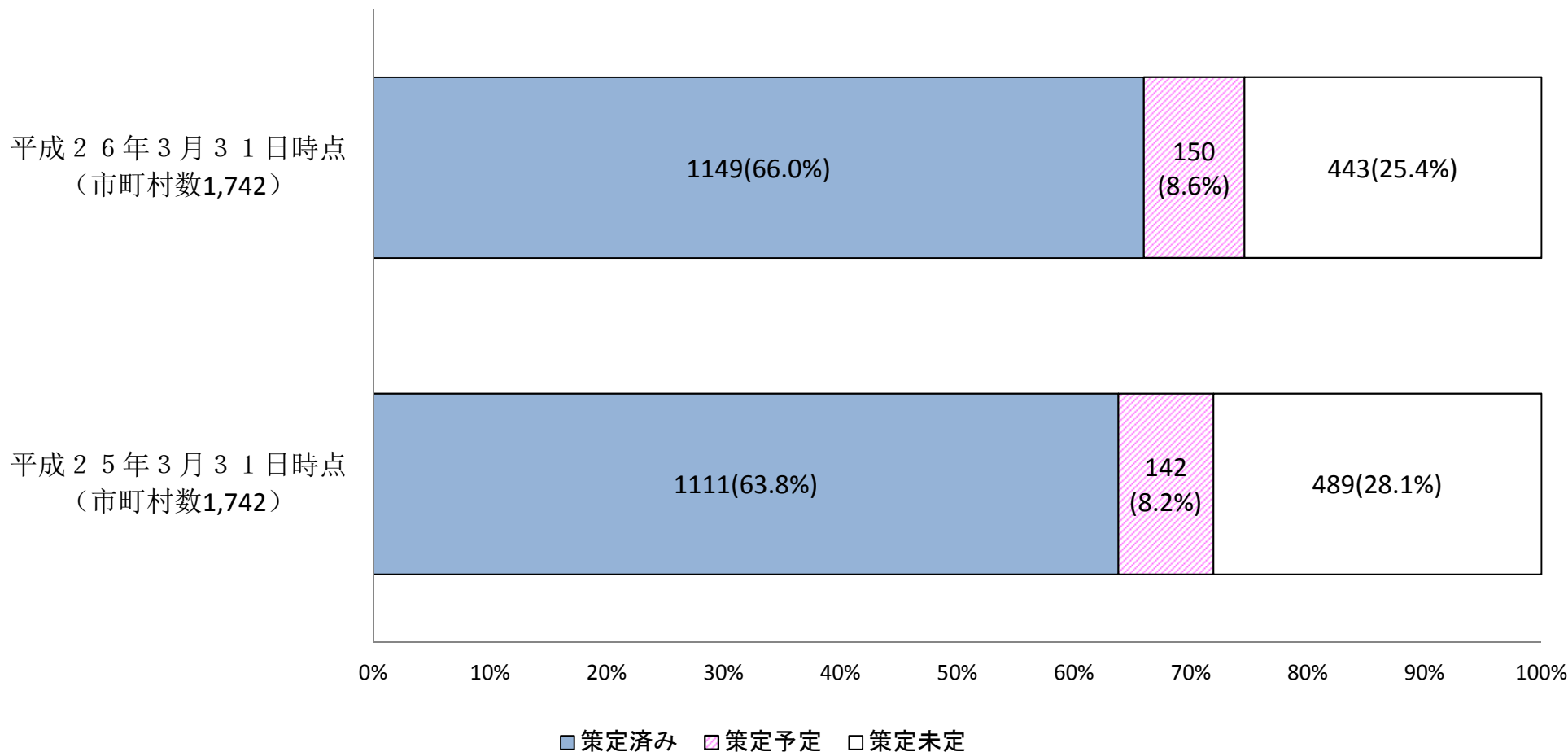
II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象: 47都道府県
- 回答数: 47都道府県(回収率100%)
- 調査時点: 平成26年3月31日現在

【市町村地域福祉計画の策定状況】

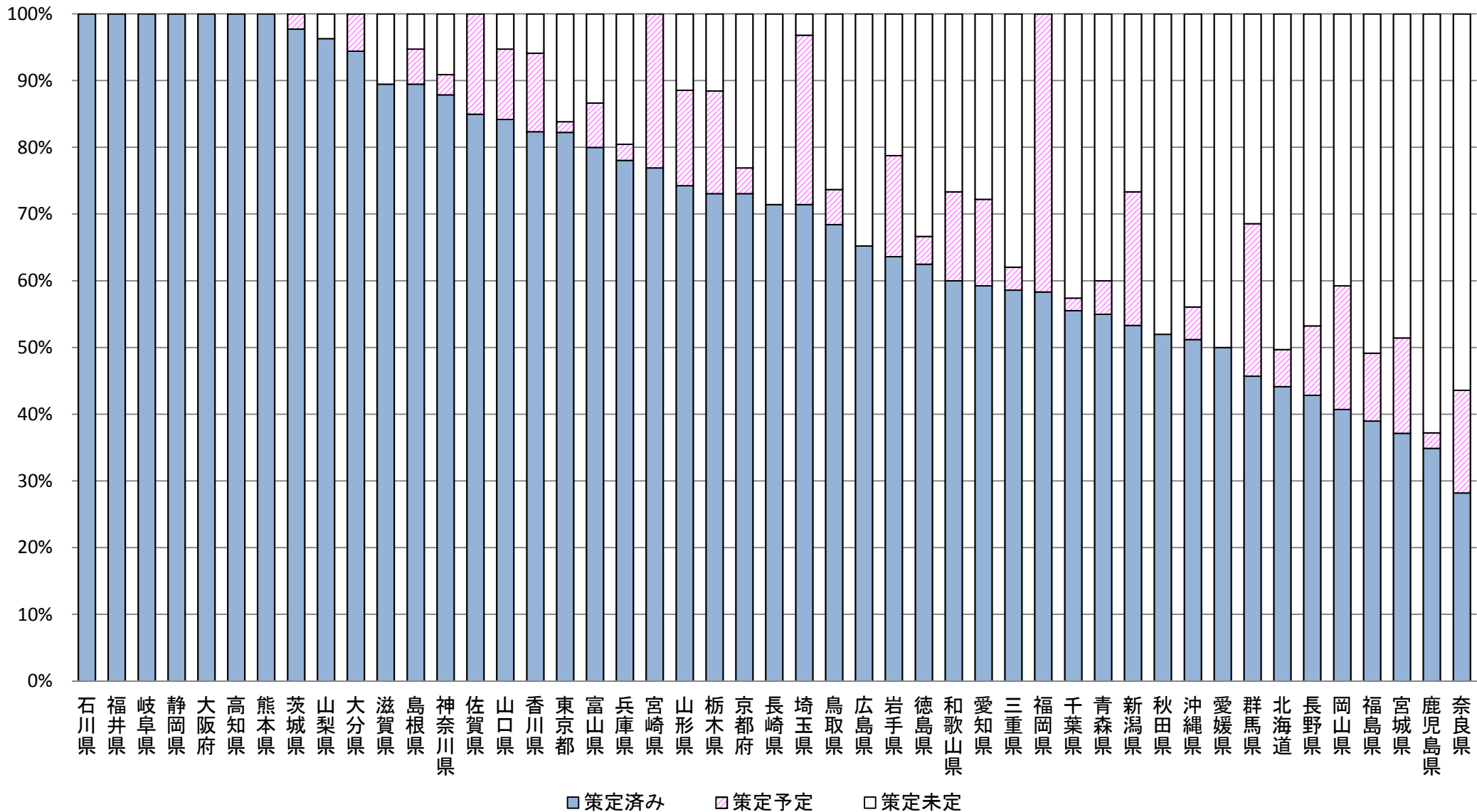
○「策定済み」市町村は、平成25年3月31日時点調査と比較して38市町村(2.2ポイント)増加して66.0%となった。



【都道府県別市町村地域福祉計画の策定状況】

○市町村地域福祉計画の都道府県間における策定状況には、最大約3.5倍の開きが生じている。

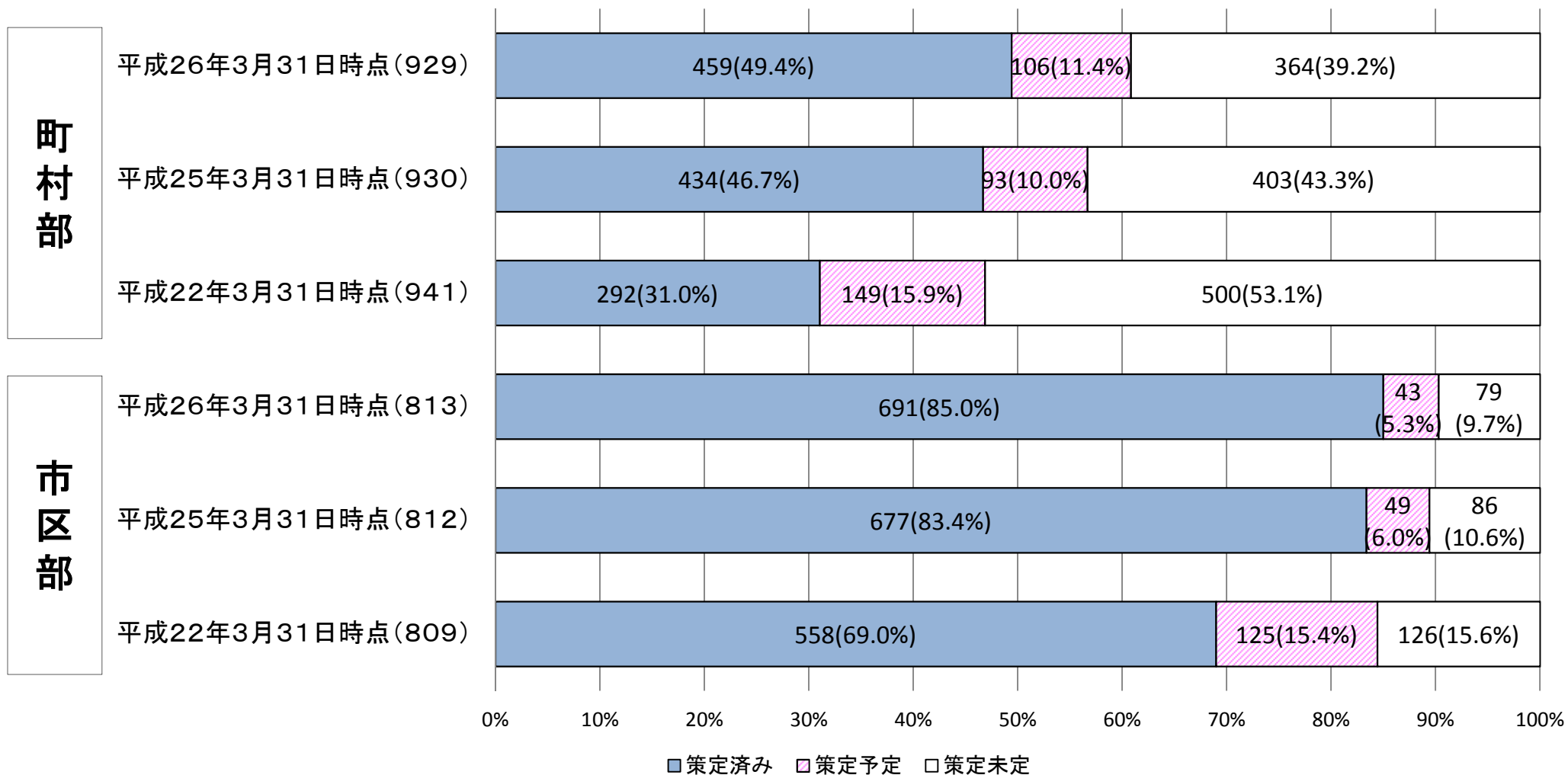
47都道府県の回答



【市区部・町村部別の策定状況】

○「策定済み」回答の割合は、平成25年3月31日時点調査と比較して市区部は1.64ポイント、町村部は2.6ポイント増加している。

○市区部と町村部の策定率には依然として約1.7倍の開きがある。「策定未定」の回答は市区部で9.7%、町村部で39.2%となっており差が大きい。



消費者安全法

I 総則

○**消費者教育の推進** 国及び地方公共団体の責務として、**消費者教育の推進**等を通じて消費者安全の確保を図ることを明記（第4条第6項）

II 消費生活相談等の事務の実施、消費生活センターの設置等

○**都道府県・市町村による消費生活相談等の事務の実施**（第8条～第9条）

- ・都道府県による、市町村の消費生活相談等の事務の**共同処理**等に関する必要な調整
- ・事務を適切に実施できるものとして内閣府令で定める**基準**に適合する者に**委託**
- ・国及び国民生活センターは、**研修**等必要な援助を実施
- ・秘密保持義務規定（国民生活センター役職員についても同様の規定。国セン法第9条）

○**消費生活センターの設置等**（第10条～第11条）

- ・消費生活センターの組織運営等について、内閣府令で定める**基準**を参酌し**条例**整備
- ・消費生活センター等に**消費生活相談員**を置く
 - ・事業者に対する消費者からの苦情に係る相談・あっせんに従事する者
 - ・消費生活相談員資格試験に合格した者又はこれと同等以上の専門的な知識及び技術を有すると都道府県知事又は市町村長が認めた者から任用
- ・都道府県は、都道府県の消費生活相談員の中から、**指定消費生活相談員**（市町村の消費生活相談に関し助言、協力、情報の提供その他の援助を行う）を指定

III 地方公共団体の長に対する情報の提供

○**消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報提供**（第11条の2）

- ・内閣総理大臣、国民生活センター及び地方公共団体が、他の地方公共団体に対し、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に関する**情報を提供**

IV 消費者安全の確保のための協議会等

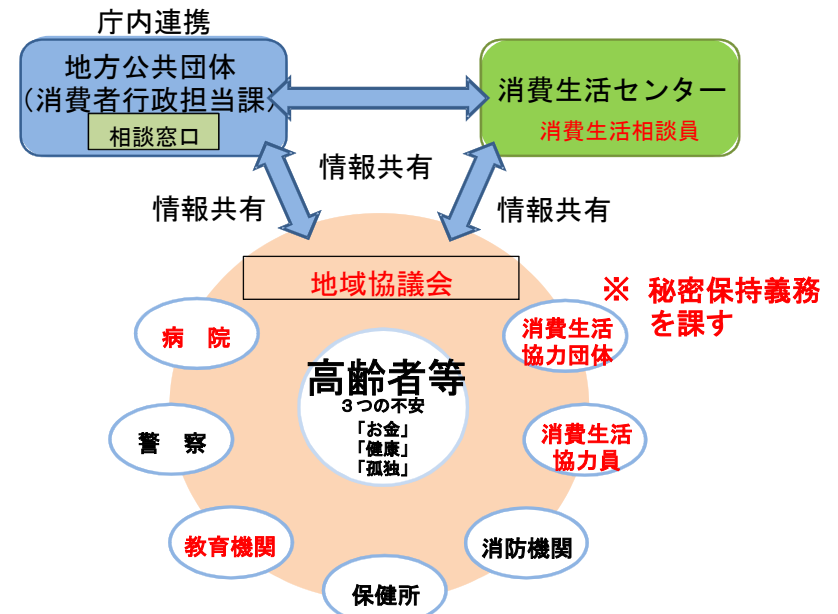
○**消費者安全確保地域協議会**（第11条の3～第11条の6）

- ・国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等により、**消費者安全確保地域協議会**を組織
- ・協議会は、**消費生活上特に配慮を要する消費者の見守り**等必要な取組を行う
- ・秘密保持義務規定

○**消費生活協力団体及び消費生活協力員**（第11条の7及び第11条の8）

- ・消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、**消費生活協力団体**及び**消費生活協力員**を委嘱
- ・秘密保持義務規定

地方消費者行政の連携イメージ



V 登録試験機関

○**登録の要件等**（第10条の3第1項、第11条の9～第11条の12）

- ・内閣総理大臣は、登録要件（適切な試験委員の配置等）に適合する法人から申請があったときは、消費生活相談員資格試験に関する**登録試験機関**として登録しなければならない

○**登録試験機関に対する監督等**（第11条の13～第11条の24）

- ・試験業務規程の認可、試験委員の届出
- ・財務諸表の備付け等、改善命令等、登録の取消し、報告・立入調査等

VI 附則

○**経過措置**（附則第3条） 内閣府令で定める基準に適合する者〔消費生活専門相談員、消費生活アドバイザー又は消費生活コンサルタントの資格保有者〕について、

- ・消費生活相談業務その他これに準ずる事務に従事した一定の経験を有する者は、消費生活相談員資格試験合格者とみなす
- ・講習を修了した者は、施行後5年以内に限り合格者とみなす

○**施行期日は、公布日から2年以内**（附則第1条）
（指定消費生活相談員については、**5年以内**）

「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」 (案) (抜粋)

※ パブリックコメント掲載案 3月末に正式版を公表予定

2. 地域体制の構築

(1) 消費者安全確保地域協議会

ア 消費者安全確保地域協議会の基本的な考え方

(見守りの重要性)

近年、とりわけ高齢者の消費者被害が深刻化している。高齢者は、「お金」、「健康」、「孤独」に関する大きな不安を抱えていることが多く、自身の「お金」や「健康」をきっかけに消費者被害に遭った高齢者が、相談できる相手が誰もいない「孤独」の中で、「損を取り戻してあげる」などといった被害の救済を装った勧誘に騙され、更なる消費者被害に遭ってしまう事態（いわゆる二次被害）も増加している。

今後、高齢化がより一層進行することを考えると、高齢者の消費者被害に対応するためには、高齢者本人が消費生活センター等に相談することを待っているだけでは、必ずしも十分とはいえない。高齢者の周りにいる人が、高齢者の消費生活上の安全に常に気を配り、もし何らかの異変を察知した場合には、消費生活センター等の機関に適切につなぐことで、高齢者を地域で見守る体制を構築することが極めて有効である。

(消費者安全確保地域協議会を設置する意義)

高齢者を始めとする消費者被害に遭いやすい特性を有する者を消費者被害から守るための見守りネットワークは、法令による根拠がなくても実施することが可能であり、実際に行われている地域もある。このような状況で、消費者安全法に基づく消費者安全確保地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織する独自の意義は、構成員間で見守りの対象者に関する個人情報を提供できるようにすることにある。

すなわち、地方公共団体、国の行政機関及び独立行政法人が保有する個人情報を第三者に提供することは、それぞれ、地方公共団体が制定する個人情報保護条例、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第8条、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第9条により、法令に基づく場合等を除き、原則として禁止されている。また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、5,000人分を超える個人情報をデータベース化してその事業活動に利用している個人情報取扱事業者が、個人情報を本人の同意を得ずに第三者に提供することも原則として禁止されている（第23条）。このため、地方公共団体、国の行政機関、独立行政法人及び個人情報取扱事業者は、見守り活動のために有用な情報であっても、法令に基づく場合等の例外事由に該当しない限り、本人の同意を得ずに個人情報を提供することができない。

また、法律で規定された例外事由に該当し、法的には必ずしも本人の同意がなくても個人情報を提供できる場合であっても、プライバシー意識の高まりや個人情報を取り扱う上での戸惑い等の様々な要因から、運用上、必要な個人情報であっても第三者への提供を控えてしまうという事態が生じていた。

改正法では、見守り等の取組を行う地域協議会の構成員間で必要な情報を提供できる旨を規定することで（法第11条の4第3項）、必ずしも本人の同意がなくても個人情報を提供できるようにした（もっとも、実務的な観点から、書面又は口頭で本人の同意を得ることが望ましい。）。これにより、必要な情報が円滑に提供されることによって、高齢者等の消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るものである。

改正消費者安全法、関連法令及び本ガイドラインに則り、全国各地において地域協議会が設置されるとともに、地域の実情に合わせて協議会が円滑に運営されることを期待する。

（他分野のネットワークとの連携）

地域の現場では、消費者安全の確保以外の分野で、福祉、防災、孤立死対策等の様々な地域ネットワークが既に構築されており、それぞれ成果を挙げている。

これらのネットワークは、それぞれの目的に基づいて活動を行っており、また、地域協議会には、必ずしも本人の同意がなくても個人情報を提供できることや、構成員に対して罰則を伴う秘密保持義務が課される点で、他のネットワークにはない特性がある。しかし、様々なネットワークにおいて構成員が重複しているという地域の実情があり、地域協議会を設置することにより新たな負担が生じるのは極力避けるべきである。

そこで、見守り等の取組を効率的・効果的に行うという観点から、地域協議会は、他のネットワークと、それぞれの目的や役割の相違を十分に理解した上で連携し、一体的に運営することも可能であり、それが現実的である場合が多いと思われる。地域協議会は、他のネットワークと対立的・排他的な関係にあるのではなく、むしろ、これらのネットワークと連携しながら、高齢者等を消費者被害から守ることを目指すものである。

（消費者教育推進地域協議会との関係）

また、消費者行政の分野では、消費者教育推進法に基づいて、消費者教育推進地域協議会が設置されている地域もある。

消費者教育推進地域協議会は、都道府県及び市町村が、その都道府県又は市町村の区域における消費者教育を推進するために組織するものとして、消費者教育推進法において努力義務とされている（消費者教育推進法第20条）。同協議会は、被害に遭わない消費者の育成にとどまらず、消費者市民社会の構築に向けて、よりよい市場とよりよい社会の発展のために積極的に関与する消費者を育成する取組に向けた検討を行うものであり、制度上、消費者教育推進地域協議会の目的及び役割は、地域協議会と異なるものである。

しかし、消費者安全の確保が消費者教育とも密接に関係することから、地方公共団体の実情によっては、両協議会の目的及び役割の相違を十分に理解した上で、地域協議会が、消費者教育推進地域協議会と一体的に運営されることは問題ないと考えられ、また、有効な場合も多いと思われる。

イ 消費者安全確保地域協議会の仕組み

(制度の概要)

地域協議会は、地域協議会を組織する地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うため、構成員間で必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う（法第11条の4第1項）。

構成員は、地域協議会における協議の結果に基づき、消費者安全の確保のため、消費生活上特に配慮を要する消費者と適当な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を行う（法第11条の4第2項）。

(消費生活上特に配慮を要する消費者)

見守り等の取組の対象となるのは「消費生活上特に配慮を要する消費者」である（法第11条の4第2項。以下、見守り等の取組の対象となる消費生活上特に配慮を要する消費者を「見守り対象者」と略称する。）。具体的な見守り対象者はそれぞれの地域協議会が個別に決めることになるが、例えば、高齢者や障害者のうち、過去に消費者被害を受けた経験がある等の理由により、消費者被害に遭いやすい特性を有すると思われる者が考えられる。

(見守ることその他の必要な取組)

地域協議会が協議した結果に基づいて構成員が行う「見守ることその他の必要な取組」（以下「見守り等の取組」という。）の具体的な内容は、それぞれの地域協議会が地域の実情を踏まえて協議・決定する。

具体例として、見守り対象者を「見守ること」としては、見守り対象者を戸別訪問し消費生活上の困りごとがないか声掛けをするほか、介護等のために家に立ち入ったときに察知した消費者被害の兆表を地域協議会で共有するなどの様々な取組が考えられる。

また、「その他必要な取組」としては、例えば、見守り活動に付随して、消費者安全確保のための啓発や広報等を行うことが考えられる。

ウ 消費者安全確保地域協議会の設立

(消費者安全確保地域協議会の組織)

・地方公共団体による主導

地域協議会は、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事する国及び地方公共団体の機関により組織する（法第11条の3第1項）。地域協議会の庶務は協議会を構成する地方公共団体において処理することから（法第11条の4第4項）、地方公共団体が主導して組織することが想定されている。

ここでいう地方公共団体は、地方自治法第1条の3に規定する地方公共団体であり、普通地方公共団体である市町村及び都道府県のほか、特別地方公共団体である特別区や地方公共団体の組合（一部事務組合や広域連合）等も含まれる。

・組織の態様

地域協議会は、高齢者の見守り等の地域に密着した活動を行うことから、基本的には、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が主導して組織すると考えられる。もっとも、都道府県が主導して地域協議会を組織し、人的資源に乏しい小規模市町村において見守り等の活動を実施することも可能である。

地方公共団体は、一つの地域協議会を組織することも、例えば中学校区毎に複数の地域協議会を組織することも可能であり、地域の実情に応じて、見守り等の取組をきめ細やかに行えるような体制を地域全体において構築するという観点から検討することが望まれる。

また、地域の実情に応じて複数の市町村が共同して組織することも考えられるが、この場合、一部事務組合や広域連合、連携協約等の地方自治法に基づく連携を用いるのみならず、事実上共同で組織することも可能である。

(構成員)

地域協議会の構成員は「国及び地方公共団体の機関であって、消費者の利益の擁護及び増進に関連する分野の事務に従事するもの」（法第11条の3第1項）、「病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員その他の関係者」（同条第2項）である。具体的には以下の者が想定されるが、それぞれの地域協議会が判断するものであり、下記以外の者や団体も地域の実情に応じ参画することも考えられる

また、消費生活協力団体又は消費生活協力員として委嘱した上で、地域協議会の構成員として参加することも可能である。

※ 構成員リストを記載（P）

地域協議会の構成員には罰則を伴う秘密保持義務が課されることから、地域協議会への参加に際しては、秘密保持義務の内容や違反した場合の罰則について、あらかじめ説明しておく必要がある。

(設立の準備)

・準備会の開催

関係者によって、地域協議会が担うべき役割やイメージに相違があるので、地域協議会の設立に先立ち、地域協議会を組織し主導する地方公共団体の担当部署（以下「事務局」という。協議会組織後は、協議会の庶務を処理する。）が、協議会の構成員となり得る関係者を対象として、準備会を開催し、地域協議会の組織や運営の基本的な部分について十分に協議、調整することが望ましい。

また、地域協議会を他のネットワークや消費者教育推進地域協議会と連携したり一体的に運営する場合には、地域協議会の事務局は、準備会その他の機会を通じて、連携する他のネットワークや消費者教育推進地域協議会とも十分な協議、調整が必要である。

・組織運営要綱の作成

改正法において、地域協議会の組織及び運営に関し必要な事項は地域協議会が定めることとされていることから（法第11条の6）、準備会で決定した地域協議会の基本的事項について、組織運営要綱を定めることが望ましい。なお、地域協議会を他のネットワークと一体的に運営する場合で、そのネットワークが要綱に基づいて組織・運営されているときは、他のネットワークの要綱を改正することで対応することも可能である。

要綱の内容は、地域の実情に応じたものとなるが、次のような内容が考えられる。

① 名称

必ずしも「消費者安全確保地域協議会」という文言を用いなければならないものではないが、協議会の組織運営要綱において法に基づく協議会であることを示し、位置付けを明確にするべきである。

② 目的

改正法において、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うことを目的とするものとされている（法第11条の3第1項）。

③ 取組内容

地域協議会は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うために必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う（法第11条の4第1項）。取組内容として、地域協議会が協議し決定した具体的内容を記載することが考えられる。

④ 組織

構成員については、前述（27頁）を参照。地域協議会を代表し、地域協議会の事務を掌理する者として、会長を定めることも考えられる。

また、地域協議会を全体会議と担当者会議の二層構造とする場合には、その旨を定めることも考えられる。

⑤ 運営

例えば以下のような事項を記載することが考えられる。

- ・地域協議会を定期的を開催する旨
- ・必要に応じて担当者会議を開催する旨
- ・会議の議事は、出席者の過半数で決する旨
- ・必要に応じて、地域協議会の構成員に対し、情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる旨

⑥ 秘密保持義務

地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者には、地域協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務があり（法第11条の5）、これに違反した場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがある旨を記載する（法第53条第2項）。地域協議会の構成員となる関係者が罰則を伴う秘密保持義務の存在及びその内容を十分認識した上で地域協議会に参加するよう、要綱においても明記すべきである。

⑦ 事務局

地域協議会の庶務を処理する地方公共団体の担当部署名を記載する。

⑧ その他

地域協議会を他のネットワークや消費者教育推進地域協議会と連携したり一体的に運営する場合には、連携する他のネットワーク等と協議、調整した結果、決定した事項を記載することが考えられる。

（公示）

地域協議会を構成する地方公共団体の長は、当該地方公共団体が地域協議会を組織したときは、以下の事項を公示すべきである。

- ①地域協議会を設置した旨
- ②当該地域協議会の名称
- ③当該地域協議会の庶務を処理する担当部署（事務局）
- ④当該地域協議会の構成員

ただし、個人資格での参加者については、地域協議会を構成する地方公共団体の長や地域協議会の会長が指定する者という形で公示することにより、個人名を公示することなく、協議会の構成員とすることが可能である。公示の方法は、地域の消費者に周知されるものであれば足り、特にその方法を限定するものではないが、広報誌やウェブサイト等により積極的な広報を行うよう努めることが望まれる。

エ 消費者安全確保地域協議会の運営

（運営体制）

地域協議会は、当該地方公共団体の区域における消費者安全の確保のための取組を効果的かつ円滑に行うために必要な情報を交換するとともに、消費者安全の確保のための取組に関する協議を行う（法第11条の4第1項）。

地域協議会の運営体制は、見守り等の取組をきめ細やかにを行い、関係機関への連絡等の必要な対応を柔軟かつ迅速に行うことができるという観点、及び見守りの対象者に関する個人情報の共有を必要な範囲に限定するという観点から、活動規模や構成員数等の実情に応じて各地域協議会が決定する。例えば、構成員全員が参加する会議（以下「全体会議」という。）とは別に、必要に応じて、個別の見守り対象者ごとに見守り等の取組を行う担当者が参加する会議（以下「担当者会議」という。）を開催する二層構造とすることが考えられる。

（全体会議）

全体会議は、各構成員（構成員が団体である場合には、実際に活動する実務者）から構成される会議であり、地域協議会全体に関わることを協議する。全体会議における協議事項としては、例えば次のようなものが考えられる。

- ① 見守り等の取組全般についての方針決定及び見直し等
- ② 見守り等の取組に有用な情報（例えば、当該地域で発生した消費者被害の傾向等）の共有
- ③ 個別の見守り等の取組事例の集積及び分析、担当者会議で課題となった点の検討等
- ④ 事務局に対して見守りリストの提供を求める旨の決定

（担当者会議）

個別の見守り対象者について、見守り等の取組を実際に担当している者が地域ごとに集まり、取組について個別具体的に検討するために開催される。担当者会議の協議事項としては、次のようなものが考えられる。

- ① 地域協議会の事務局が提供する見守りリストに基づく、見守り等の取組の対象者の決定
- ② 見守り等の取組において把握した情報（例えば、見守り対象者の消費生活上の異変）の共有及び方針の決定
- ③ 見守り等の取組に関する実施方法、実施スケジュールの検討

担当者会議においては、参加者が個別の見守り対象者について忌憚のない意見交換を行うことで、より効果的な見守り等の取組を実施することが期待される。

また、見守り対象者について、消費者被害に遭っていると思われる兆表を察知した場合には消費生活センターに情報を提供し、理解力に衰えを感じた場合には成年後見制度の活用を検討するために福祉部局に連絡する等、関係機関との適切な連携を行う。

見守り対象者リストを提供し、また、見守り等の取組の状況を把握するため、担当者会議には事務局の担当者も出席する。

担当者会議は、必要に応じて適時開催すべきであるが、長期間にわたり開催されないことがないよう、定期的に（例えば、3か月に1度）開催することも考えられる。

（消費者安全確保地域協議会の事務局）

地域協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する（法第11条の4第4項）。地域協議会は多くの関係機関・関係者から構成されるので、見守り等の取組が効果的かつ円滑に行われるためには、地域協議会を組織する地方公共団体の担当部署（事務局）が運営の中核となつて、各機関の連携や調整を進める必要がある。事務局は、地域協議会のコーディネーターとして重要な役割を果たすことが期待されている。

事務局が担う事務としては、次のようなものが考えられる。

①見守りリストの作成

地域協議会の構成員が見守り等をより効果的かつ円滑に行うためには、見守り等の取組の対象となる者を適切に選ぶことが重要である。そこで、地域協議会の事務局が、当該地方公共団体内の他の部署が保有している既存の名簿（介護保険台帳、身体障害者手帳交付台帳、療養手帳台帳、精神保健福祉手帳交付台帳等）や消費生活相談により得た情報、地域協議会の構成員が見守り等の取組を行う中で取得した情報等を集約した上で、見守り等の取組の対象となる者のリスト（以下「見守りリスト」という。）を作成することが有効である。

改正法により、地方公共団体の長は、地域協議会における見守り等の取組を行うため、消費者庁、他の地方公共団体及び国民生活センターから、当該地方公共団体の住民に関する情報の提供を受けることができるようになった（法第11条の2）。この規定により地方公共団体の長に提供された情報についても、地域協議会の事務局が管理し、より精度の高い見守りリストの作成にいかすことが想定されている。

②見守りリストの記載事項

個人情報の保護の観点から、見守りリストに記載する情報は、見守り等の取組を行うために必要最小限度に留めるべきである。具体的には、見守り等の対象者の氏名、住所、年齢、性別が想定される。見守りの際の声かけを円滑に行うため、氏名には振り仮名を付すことも考えられる。

個々の見守り対象者がリストに記載された経緯（情報源）は、機密性が高い個人情報も含まれるため、記載しない。もっとも、情報源を明らかにしないのであれば、例えば、地域協議会の事務局の判断で、特に見守る必要がある人には◎を付すなどの工夫はあり得る。

③見守りリストの提供

地域協議会の事務局は、担当者会議に出席し、実際に見守り等の取組を行う者に対し、地域協議会の求めに応じ、必要な範囲で見守りリストを提供する。例えば、地域協議会として、全体会議の下にA地区、B地区及びC地区の担当者会議がそれぞれ設置された場合、地域協議会の事務局の担当者は、A地区において見守り等の取組を行う者に対しては、見守りリストのうちA地区の住民に関する部分のみを提供する。個人情報保護の観点から、A地区で見守り等の取組を行う者に対してはA地区以外の住民に関する見守りリストを提供すべきではない。また、特段の必要性がない限り全体会議への提供も避けるべきである。

④地域協議会の庶務の処理

- ・全体会議及び担当者会議への出席及び開催に向けた準備
- ・全体会議及び担当者会議の議事運営
- ・議事録の作成、資料の保管等
- ・見守り等の取組の実施状況の進行管理及び実施状況の把握
- ・関係機関との連絡調整（他のネットワークや消費者教育推進地域協議会と一体的に運営する場合には、当該ネットワークや協議会との連絡調整を含む。）

⑤構成員名簿の作成・管理

協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者に対し罰則を伴う秘密保持義務が課せられていることから、事務局は構成員名簿を作成し、（i）構成員の氏名・名称、住所等と、（ii）構成員であった期間を記載しなければならない。名簿は常に最新のものとしておくとともに、過去の名簿についても確実に保存しておく必要がある。

オ 消費者安全確保地域協議会における情報の取扱い

（構成員間の情報提供）

①見守り対象者からの同意

地域協議会による見守り等の取組は、監視や干渉になり得るものであり、見守られる側の意思や感情にも配慮する必要がある。そこで、見守りの対象者から同意を得ることなく、その者の個人情報を地域協議会に提供することは、極力避けるべきである。見守りの対象者の個人情報を地域協議会に提供するときは、その対象者に、地域協議会の事務に従事する者には罰則を伴う秘密保持義務が課されており秘密が守られることを説明し、あらかじめ同意を得ておくべきである。

②同意を得る方法

見守りの対象者から同意を得る方法としては、書面と口頭の2つの方法がある。書面で同意を得る場合には、地域協議会に提供する情報を記載した同意書を作成し、署名捺印を求める方法が考えられる。口頭で同意を得る場合であっても、後にトラブルが生じるのを避けるため、同意を得た日時や内容を担当者会議で共有し記録化することが必要である。

③同意を得ることが困難な場合の対処方法

このように、見守りの対象者から同意を得て情報を提供すべきであるが、限界事例においては、同意を得ることが困難であり、かつ、消費者安全の確保のために特に必要がある場合もあり得る。このような場合には、同意がなくても、地域協議会への情報提供が可能である。

協議会は、必要があると認めるときは、構成員に対し、消費生活上特に配慮を要する消費者に関する情報の提供を求めることができるので（法第11条の4第3項）、構成員が地域協議会に情報を提供することは、個人情報保護法や秘密保持義務に違反しないものと考えられる。

（情報の安全管理）

①構成員における情報管理

構成員は、見守り対象者のプライバシーに関係する情報を取得することから、罰則を伴う秘密保持義務を負うとともに、情報の安全管理を確実に行う必要がある。例えば、見守りリスト等の個人情報に記載された書面は、施錠可能な場所で保管し、必要な場合に限り取り出して利用する等の適切な方法により管理することが求められる。

各地域協議会は、情報の管理方法について、構成員の秘密保持義務とあわせて書面化し、構成員への周知徹底を図るべきである。事務局は、必要に応じて、構成員における情報の管理状況を確認し、適切な措置を講ずるべきである。

②事務局における情報管理

地域協議会の事務局は、見守りリストを作成するために他の部署から収集した情報、見守り等の取組によって得られた情報、法第11条の2により消費者庁等から提供された情報等の、機密性の高い個人情報を取り扱うことになるので、情報の安全管理は確実に行う必要がある。例えば、見守りリストを作成するときは担当者以外の者が入ることができない場所で行う等の適切な方法により情報管理が行われる必要がある。

③見守りリストに記載する情報の限定

個人情報の保護の観点から、見守りリストに記載する情報は、見守り等の取組を行うために必要最小限度とし、個々の見守り対象者がリストに記載された経緯（情報源）は記載しない。

④個人情報を共有する範囲の限定

見守り対象者に関する個人情報について、個人情報の保護の観点から、情報を共有する必要がない者への情報提供は避けるべきであるので、担当者会議の参加者のみで共有することを基本とし、特段の必要性がない限り全体会議における情報共有は行わないものとする。

カ 構成員等の秘密保持義務

地域協議会において取り扱われる情報には、見守り対象者の個人情報等の機密性の高い情報が含まれる。そこで、情報の安全管理を確実にする観点から、地域協議会の構成員等に対する罰則を伴う秘密保持義務が定められた。地域協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、地域協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない（法第11条の5）。秘密保持義務に反し、秘密を漏らした場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがある（法第53条第1項）。

(2)消費生活協力団体・消費生活協力員

ア 消費生活協力団体・消費生活協力員の基本的な考え方

（消費生活協力団体等を定めた趣旨）

消費者が安心して安全な消費生活を営める地域体制を構築するためには、地域住民を始めとする幅広い担い手が、消費者被害の防止等の活動に取り組むことが有効である。先進的な地方公共団体では、民生委員、ボランティア、高齢者の生活に密接したサービスを提供している民間事業者等を担い手として、高齢者の見守りや注意喚起のための情報提供などの活動が行われ、悪質商法等による被害の早期発見、早期解決、拡大防止に成果をあげており、また、講座を通じた担い手の育成も行われている。改正法に基づく消費生活協力団体・消費生活協力員（以下「消費生活協力団体等」という）は、このような地域における取組を制度化したものである。

消費者安全法に基づく消費生活協力団体等として委嘱する意義としては、次の点が挙げられる。第1に、消費生活協力団体等には秘密保持義務が定められているので（法第11条の8）、個人情報を取り扱う活動を行う場合に適している。第2に、例えば、消費生活協力団体等が見守り活動を行う中で消費者被害を発見した場合、法に基づいてこの情報を消費生活センターに提供することができるので（法第11条の7第2項第3号）、必要な情報が地方公共団体に円滑に提供されるようになることが期待される。第3に、地域における活動に制度的な裏づけが与えられることにより、地域住民の認識度や信頼性が高まり、より一層、充実した活動が行われるようになることが期待される。

（想定される消費生活協力団体等）

誰を（どの団体を）消費生活協力団体等として委嘱するかは、委嘱する地方公共団体の長が判断することになるが、「消費生活協力員」としては、消費者行政担当部署の職員及び消費生活相談員と連携協力して見守りや相談窓口の周知や被害防止のための情報提供の活動に取り組む人として、例えば、民生委員や福祉関係者、弁護士や司法書士等の専門家、市民ボランティアなど、消費者にとって身近な人を想定している。

また、「消費生活協力団体」としては、消費者団体や介護サービス事業者等の福祉や医療関係の事業者団体、町内会等の地縁団体、商店街やコンビニ、宅配事業者、金融機関等の地域の事業者・団体等の幅広い団体が参画し、地域において消費者被害の防止等の活動に取り組む担い手となることが期待される。

団塊の世代の退職者や、各地方公共団体が既に実施している様々な啓発講座等の受講者等をベースとして担い手を育成することも推奨される。

消費生活協力団体等は「消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う」ことが要件とされているが、現にこれらの活動を行っているのみならず、今後行う予定である者・団体も含まれ得ると考えられる。

（消費者安全確保地域協議会との関係）

消費生活協力団体等は、地域協議会の構成員となることを想定しているが（法第11条の3第2項）、地域協議会とは別個の制度なので、地域協議会を設置していない地方公共団体が消費生活協力団体等を委嘱することも可能である。

イ 消費生活協力団体等の委嘱

地方公共団体の長は、消費者の利益の擁護又は増進を図るための活動を行う民間の団体又は個人のうちから、消費生活協力団体等を委嘱することができる（法11条の7第1項）。

地方公共団体の長は、委嘱に当たって、任期や解職に関する事項を定めることも可能である。また、消費生活協力団体等に対して報酬や費用弁償を支給することが考えられるが、支払を義務付けるものではない。

ウ 消費生活協力団体等の活動内容

消費生活協力団体等の活動内容は、①消費者安全の確保に関し住民の理解を深めること、②消費者安全の確保のための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をする事、③消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することその他国又は地方公共団体の行う施策に必要な協力をする事であり（法第11条の7第2項）、具体的な活動内容は、委嘱を行う地方公共団体が決定する。

③により、これまで個人情報保護法により地方公共団体に提供することができなかったが、消費生活協力団体等は法令に基づく場合として地方公共団体に提供することが可能となった。これにより、必要な情報が地方公共団体に円滑に提供されることを図ったものである。

エ 消費生活協力団体等の秘密保持義務

消費生活協力団体の役員若しくは職員又は消費生活協力員又はこれらの者であった者には秘密保持義務が課されている（法第11条の8。ただし、罰則はない。）。もっとも、前述のよう消費者安全の確保のために必要な情報を地方公共団体に提供することは法律で認められており（法第11条の7第2項第3号）、一定の場合には、適格消費者団体に対し、情報を提供することが可能である（不当景品類及び不当表示防止法第10条第2項）。

オ 消費生活協力団体等に対する研修

地方公共団体の長は、消費生活協力団体等に対して研修等の措置を講ずる努力義務を負う（法11条の7第3項）。既に先進的な地方公共団体では、講座を通して消費者被害の防止等の活動を行う担い手の育成が行われているところであり、市町村及び都道府県における積極的な研修の実施が期待されるが、国（消費者庁）及び国民生活センターも必要な援助を行うことを想定している（法第9条）。